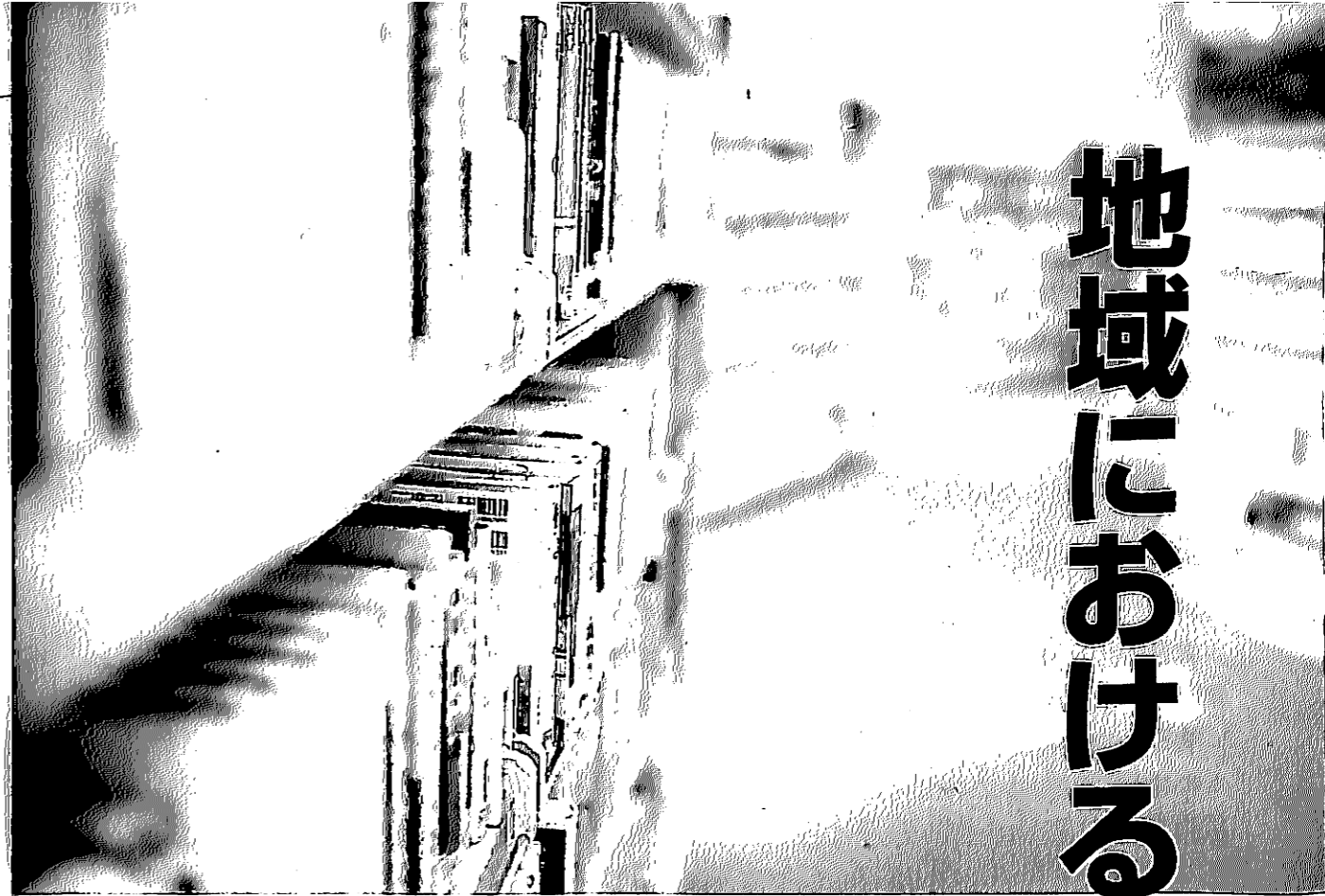


地域における公立図書館



特集2

自治体の設置による「公立図書館」は、現在約3,300館にのぼっている。「無料貸本屋」との批判もなされてきた公立図書館だが、社会における知識や情報の伝播を円滑にするコミュニケーションの「媒介機関」としての役割を発揮することができれば、住民自らが考え、行動するための知識を身に付ける場、あるいは地域の課題解決に資する場となりうる。

デジタル化の進展や、指定管理者制度の導入など、公立図書館を取り巻く状況の変化もふまえながら、地域における公立図書館の役割について問い直したい。

運ぶのはほとんど個人事業主です。特雇（特殊形態勤労従事者）とも呼ばれます。

—韓国政府は、こうした働き手にもセーフティネットを広げているのですね。

呉 そうです。前大統領の文在寅氏が「全国民雇用保険時代の基礎を敷く」と表明し、尹錫悦・現政権でも引き継がれています。芸能従事者、特雇、プラットフォーム従事者と順を追って適用が拡大してきました。

—労使で協定を交わして「安心して働ける環境」づくりをめざす動きもあると聞きます。

呉 画期的だったのが2020年10月、日本でいえばウーバーイーツや出前館にあたるフードデリバリーの労使が交わした産別協定です。経営側にも「この新興の産業をもっと良くしていこう」という意欲がありました。

—トラックなどの大きなストライキは日本でも報じられました。

呉 それは貨物連帯という組合のストライキです。トラック運転手らの組合・貨物連帯は正式な組合として認められていませんが¹²⁾20年余の歴史ある組合で、2018年、貨物自動車運輸事業法改正で、適正運賃を定める「安全運賃制度」を実現しました。22年末で終了する制度の恒久化と適用範囲拡大を求めてストライキを実施したのですが、政府が業務開始命令で圧力をかけ、ストは中止に追い込まれました。労働組合を敵視する尹政権の下で、集団的労使関係の機能喪失も生じています。

—一進一退あるようですが、法制度の整備も労使でのルールメイクも示唆的ですね。日本ではラストワンマイルを担う現場の働き手を守るには何が必要でしょうか。

呉 1985年に作られた日本の今の労働者性判断基準、労働基準法研究会報告は厳格で、

少しでも外れると「労働者ではない」とされてしまいます。働き方が多様化した時代に合っていない。貨物連帯の人たちが声をあげ「安全運賃制度」を一度は獲得したように、働く人たちは仕事に愛着を持ち、もっと良くしようと求めます。団結権さえ与えないのでは産業とサービスの発展にもマイナスでしょう。働く者が求めることを表現でき、かなえていける環境づくりが一番大事だと思います。

注

- 1) 特雇（特殊形態勤労従事者）：韓国で、生コン車運転手、保険外交員、キャディ、家庭教師など労働者と自営業者との中間の働き方をさす（『日本労働研究雑誌』577号、p.127）。その数は2022年8月には56.1万人、全就労者の1.9%にあたる（『DIO』388号p.19）。
- 2) 週刊東洋経済eビジネス新書『物流ドライバーが消える日』（東洋経済新報社）p.70
- 3) 東京ユニオンは全国ユニオン、連合加盟。アマゾン配達員の組織化は連合組織局も支援している。
- 4) 労災支給の可否は通常、けがや病気が業務に起因するか（業務起因性）で判断されるが、業務委託契約で働く人の場合、その手前で「労働基準法上の労働者にあたるか」（労働者性）が判断され、労働者性がないと業務起因性をみるまでもなく不支給とされる。
- 5) 建交労（全日本建設交運一般労働組合）は全労連加盟。建設、交通、運輸などで働く人たちの組合で、トラック運転手を組織化して半世紀の経験がある。
- 6) 「いちからわかる 偽装フリーランスとは？ 問題点は？」（『朝日新聞』2023年7月25日付）
- 7) 『読売新聞』2022年5月29日付
- 8) 労働政策研究・研修機構「労働者性に係る監督復命書等の内容分析」p.19
- 9) 労働政策研究・研修機構「雇用類似の働き方に関する諸外国の労働政策の動向」p.118～
- 10) 前掲書（注9）p.143
- 11) 「壊される雇用と家族のいま」、『KOKKO』38号p.73
- 12) 日本では組合は自由設立主義だが、韓国では行政に申請し設立許可証を得る。

●特集2 地域における公立図書館

変化する「公立図書館の役割」

猪谷千香 [いがやちか]

ジャーナリスト、文筆家

市民のためのものとされ、市民に愛されてきた公立図書館。

社会の移り変わりに伴って、その役割は広がり、複雑化している。

各地の図書館の事例を紹介しながら、役割の変化をとらえるとともに、

今求められている役割を考えてみたい。

1 はじめに

現在、国内の公共図書館は3305館あるとされている(2022年度現在、日本図書館協会統計より)。ほとんどが、地方自治体が設置する都道府県立、市区町村立の図書館だ。日本において、公立図書館は地域の歴史や文化資源の担い手として、市民に愛されてきた。

そうした中、長らく公立図書館運営の「バイブル」と言われ、公立図書館の指針のひとつとなってきたのが、1970(昭和45)年に日本図書館協会から刊行された『市民の図書館』である。それまで図書館といえば、一部の知識層や学生のためのものであり、広く市民に利用されるものではなかった。

『市民の図書館』はそれを覆し、「公共図書館は、住民が住民自身のために、住民自身が維持している機関」と高らかにうたい、市民が求める一般貸出や児童サービスに注力するよう呼びかけた。それとともに、各地の地方

自治体が公立図書館の整備に力を入れるようになり、図書館は名実ともに市民のものとなっていった。

『市民の図書館』から半世紀以上を経て、現在の公立図書館は、大きく変化している。ITの進化、老朽化による公共施設の再編、市民のニーズの多様化、少子高齢化による財政の逼迫、指定管理者制度の導入…。図書館を取り巻くさまざまな外的要因により、公立図書館の役割は広がり、複雑化しているのだ。

公立図書館の最前線では何が起きているのだろうか。各地の図書館を紹介しながら、今求められている公立図書館の「役割」を考えてみたい。

2 「無料貸本屋」から「課題解決型図書館」へ

最初に、公立図書館が現在どのような状況に置かれているのかについて、触れておきたい。

戦後、公立図書館数は増えていった。ここ30年に限って見ても、1992年に2038館だった公共図書館(一部私立図書館を含む)は、2021年にはピークを迎え、3315館にまで増加している(日本図書館協会の統計より)。

先述した『市民の図書館』には3つの目標が掲げられていた。「市民の求める図書を自由に気軽に貸出すこと」「児童の読書要求にこたえ、徹底して児童にサービスすること」「あらゆる人々に図書を貸出し、図書館を市民の身近かに置くために、全域にサービス網をはりめぐらすこと」である。

多くの公立図書館が、これらの目標を実現すべく、貸出冊数を増やそうと努めてきた。一方で、図書館の「拡大路線」は、批判も受けた。いわく、「無料貸本屋ではないか」という指摘だ。

2015年には新潮社の社長が図書館がベストセラーを何冊も購入していること(複本)を批判し、出版界と図書館界を巻き込んだ議論となった。また、2017年にも文藝春秋の社長が出版社にとって貴重な収入源である文庫本の貸出をやめてほしいと訴えたこともあった。

つい最近も、図書館がベストセラーを過剰に購入しないよう国が検討すると報じられた(2023年8月27日付朝日新聞デジタル)。実に半世紀にわたり、論じられてきたこの問題は、図書館の役割を考える上で重要だ。

「無料貸本屋」批判に対して、図書館がどう応えていったのかが明らかになるのが、2000年代に入ってからのことである。

まず、図書館界に多大な影響を与えることになる1冊の本が出版された。アメリカ在住のジャーナリスト、菅谷明子さんが2003年に著した『未来をつくる図書館』(岩波新書)

だ。この本では、「世界一の図書館」とも呼ばれるニューヨーク公共図書館によるビジネス支援サービスの紹介がされていた。

ビジネス支援サービスとは、起業・創業しようとしたりする個人や、事業展開に悩む中小企業経営者らを対象に、ビジネスに必要な資料を提供するもの。また、外部から専門家を招いて図書館が相談会や講座を開くこともある。今でこそ、珍しくないサービスだが、『未来をつくる図書館』発刊当時は国内の図書館で取り組んでいるところは少なかった。

仕事やプライベートで図書館をよく利用していた私にとっても、ニューヨーク公共図書館のサービスは初めて知るもので、図書館が貸出以外のサービスで、ここまでできるのかととても驚いた。当然のことながら、図書館で働く人たちも驚嘆した。図書館界から、図書館の新たな役割と可能性を探る動きが出てきたのもこの頃だった。

日本図書館協会は2001年、「図書館による町村ルネサンス Lプラン21」という政策提言を出している。提言の21項目の中には、「地域の課題解決能力を高める」ことが明記されている。

また、文科省の公式サイトには、「図書館の振興」というカテゴリーが設けられ、図書館に関する法律や、国による政策・方針などをまとめて見ることができる。その中にある、2005年にまとめられた「地域の情報ハブとしての図書館(課題解決型の図書館を目指して)」という報告書に注目すると、ここで初めて「課題解決」という言葉も登場している。

ビジネス支援を含めた、課題解決型図書館という新たな指針が誕生したのである。

3 指定管理者制度の発足

もっともこの背景には、当時の図書館を取り巻く厳しい状況もあった。1999年、地方分権一括法が成立、翌年施行された。この成立は図書館も無関係ではなく、図書館法の改正も行われ、国庫補助金交付要件だった図書館長の司書有資格を求める13条3項が削除された。

図書館界は専門性の軽視であるとして反対したが、地方自治体からは多様な人材を図書館長として活用したいという要望が寄せられていたのだ。

さらに、図書館界を揺るがす制度が施行される。2003年に地方自治法が改正され、発足した指定管理者制度だ。それまでは地方公共団体が出資する法人にのみ許されていた公共施設の運営委託を、企業やNPO法人などにも代行させることができる制度で、図書館もその対象だった。

これに図書館界は強い懸念を示した。日本図書館協会も「図書館への指定管理者制度の導入はなじまないと考えます」という見解を何度も表明している。人材育成や長期的な視野が必要とされる図書館運営に、数年で契約が終了する指定管理者による運営はなじまないという考えだ。

この問題は、現在も議論が続いている一方で、指定管理者制度を図書館に導入する地方自治体は増えている。施設管理だけを任せるケースや、図書館業務の一部も含むケースなど、濃淡はあるものの、都道府県立図書館では2020年度までに、8府県立図書館で導入されている（日本図書館協会調査より）。市区町村立図書館では、2020年度までに導入したのは268自治体となっている。

指定管理者制度には問題点が多々あるが、制度が発足してから20年を経て、多様な図書館を生み出すきっかけになったという一面は確かにある（これは、指定管理者制度でなくても、多様な図書館が生まれていたという可能性を否定するものではない）。

たとえば、「指定管理者制度導入成功例」と言われてきたのが、千代田区立千代田図書館（東京都）だ。2007年にリニューアル開館した際、指定管理者制度を導入した。千代田区は言うまでもなく、日本有数のオフィス街であり、千代田図書館は新刊書店と古書店がひしめく本の街としても知られている神保町に近い。

千代田図書館はそうした地域の特性から、「あなたのセカンドオフィス」を標榜し、「もう一つの書齋に」と呼びかける。平日は夜10時まで開館し、無線LANや電源の提供を行うなど、ビジネスパーソンが利用しやすいようなサービスを揃えている。

千代田図書館に指定管理者制度を導入するにあたり、外部の識者らで構成する研究会が発足され、半年にわたって議論された。その結果、目指すサービスを構築するためには、指定管理者制度を導入したほうがメリットが大きいという判断が下された。

千代田図書館以外にも、指定管理者制度を導入して、開館時間が延長されたり、休館日が減ったり、スタッフの対応が良くなったりと、市民から好評を得ている図書館は少ないのだ。

4 図書館が背負わされた「新たな役割」

一方、指定管理者制度の発足から10年を経て、誕生したのが武雄市図書館（佐賀県）

だった。TSUTAYAなどを展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）が初めて指定管理者となり、2013年にリニューアルオープンした図書館である。

館内にはスターバックスコーヒーが入り、蔦屋書店も出店し、オープン時には大きな話題を呼んだ。しかし、注目を集めたのはそれだけではなかった。前年、CCCが展開しているポイントが付与される「Tカード」が、図書館の利用カードとして導入されることが報じられると、図書館界から批判が集中した。指定管理者制度への批判も重なり、「ツタヤ図書館」と呼ばれて厳しい目が向けられた。

筆者は武雄市図書館取材したことが何度かある。まず開館直後に訪れた際、物珍しさからか、市外から訪れたと思われる人たちがスターバックスに列をつくっていたことが印象的だった。

リニューアル開館から1年後、武雄市は驚くべき発表を行った。1年間の来館者数や貸出冊数とともに、経済効果が約20億円あったと試算したという。また、テレビや新聞、雑誌などにも取り上げられたことから、広告効果が16億円あったと、当時の樋渡啓祐市長が市議会でも述べている。

多くの図書館取材してきたが、「図書館」と「経済効果」を地方自治体が結びつけて具体的な数字を公表したのは後にも先にも初めてのことだった。

図書館に経済効果があるとなれば、フォローとなる地方自治体も増える。事実、神奈川県海老名市や宮城県多賀城市、岡山県高梁市、山口県周南市、和歌山市、香川県丸亀市、熊本県宇城市などが、CCCを指定管理者として開館している（もっとも、「ツタヤ図書館」に対する理解が得られず、愛知県小牧市

や山口県宇部市などは白紙撤回、あるいは市議会で否決されたなど、他の道を選んだ地方自治体もある）。

指定管理者制度を図書館に導入する地方自治体は、民間企業のノウハウを運営に活かしたいと述べることもあるが、武雄市図書館には、企業が運営する観光施設・集客施設としての機能があった。

武雄市図書館は、図書館界が望む、望まないに関わらず、社会教育施設としての公立図書館が背負わされた新たな役割、その象徴だったのではないだろうか。

5 複合施設化する図書館

さて、2000年代に入ると、全国で顕著となっていくのが公共施設の老朽化問題だった。学校や市民ホール、公民館などが1970年代頃から各地で盛んに建設されたが、その中には公立図書館も含まれていた。

建設から30年以上を経ると、老朽化が指摘されるようになる。多くの図書館で建て替えが検討されているが、少子高齢化による人口減少、それに伴う税収の減少など、地方自治体の財政状況は悪化しており、新たな図書館を建設する余裕がないところは少なくない。

では、今後図書館をどのように建設し、運営していくべきか。一つの解決策として注目を集め始めているのが、施設の集約・複合化である。たとえば、市民ホールと公民館と図書館を同じ建物に配置したり、子ども支援サービスを盛り込んだりする。

複合施設であれば、建て替えのための用地の確保がしやすいこと、施設のランニングコストの削減が見込まれること、さらには多様な市民のニーズに応えられることなどのメリ

ットが挙げられる。

また、多くの地方自治体が中心市街地の活性化という問題を別に抱えている。そして、図書館は市民に広く利用される人気施設であり、利便性が高い場所にあった方が良いというニーズがある。このため、図書館を中心市街地に複合施設として建て替えるというケースが増えてきているのだ。

図書館の複合施設化の先駆であり、成功例といわれる一つが、東京都武蔵野市の武蔵野プレイスだ。JR武蔵境駅から徒歩1分という好立地に2011年、開館した。

白く丸みを帯びたフォルムの建築は、人が集まってくる広場がイメージされているという。そのイメージ通り、開館時は年間70万人の来館者が予想されていたが、開館の翌年には、その2倍以上が来館したという。現在も来館者数はその年によって増減はあるものの、賑わいをみせている。

武蔵野プレイスはもともと、武蔵野市の行政課題を解決するための施設として建築された。このため、「図書館機能」「生涯学習支援機能」「青少年活動支援機能」「市民活動支援機能」という4つの機能を持っている。地下2階から4階までのフロアがあるが、機能が断絶することなく利用できるようになっている。

たとえば、図書館のフロアは全フロアにまたがっている。わざと図書館を分散させることで、人々の回遊をうながし、興味のなかった本にも出会えるよう設計されている。

カフェがあり、おしゃれな武蔵野プレイスだが、特筆すべきは地下2階にある「ティーンズスタジオ」だ。青少年のみ利用可能で、「大人」は利用できないフロアになっている。

中央の空間には、テーブル席が並び、グル

ープで訪れた子どもたちが利用しやすいように配慮されている。これを取り囲むように、ライブラリーやダンス、演劇、バンドなどの活動ができるスタジオが備えられている。

子どもたちは、本を開かなければ追い出されるといったこともなく、通常の図書館では許されないような「おしゃべりだけして過ごす」こともできる。複合施設だからこそ、実現した空間だろう。

このフロアはいつも人気で、学校帰りの10代の子どもたちが毎日のように集まってくるという。

6 複合施設から融合施設へ

今や、公共施設が複合化されていることは珍しくない。さらにその一步先に行く「融合施設」ともいえる施設もある。

2011年3月11日、東日本大震災は東北を中心に未曾有の被害をもたらし、被災地は復興のために新たなまちづくりを行ってきた。福島県須賀川市もその一つであり、復興の象徴ともいえるのが、2019年にオープンした須賀川市民交流センターだ。

地上5階建て、延べ床面積は約1万3600平方メートル。市民交流や子育て支援、市民活動支援、図書館、生涯学習など、多彩な機能を持つ施設だ。また、須賀川市は、ウルトラマンシリーズの生みの親で、特撮の神様と呼ばれた円谷英二監督の生誕地でもあり、その功績を紹介する「円谷英二ミュージアム」も併設されている。

もともと須賀川市も、市街地活性化という問題があった。さらに震災によって須賀川市中央図書館も被害を受けており、構造体に耐震性の問題があると指摘されていた。そこで、

震災復興と中心市街地活性化のために、図書館を含めた新たな複合施設を建築する計画が持ち上がった。

しかし、ここまで大規模な施設となると、役所内でも担当する部署が多岐にわたる。その部署数は、14にもものぼったという。建築計画を遂行する上で、大きなバックアップとなったのは、担当部署が首長部局の所管となったことだった。そうすることで、スピード感を持って計画を進めることが実現できた。

「融合施設」たるゆえんの一つは、完成した須賀川市民交流センターの館内の随所に配架された本だろう。3階と4階のライブラリーに本は集中しているが、これ以外にもたとえば、2階の児童サービスが集まっているフロアには、「こどもライブラリー」が配置されている。3階のクッキングルームの近くには、料理に関する本が置かれている。市民の活動に合わせて、必要な本、つまり情報を提供できるようになっているのだ。

行政が縦割りで管理しやすいようにつくった施設ではなく、市民の活動に合わせて行政が横断的なサービスを組み立てていくという姿勢が、そこから透けて見える。

7 政策の中核に据えられた図書館

ある目的に特化して運営されている複合施設もある。神奈川県大和市のシリウスだ。大和市をインターネットで検索してみると、「図書館城下町 大和市」という公式サイトがヒットする。さらにその説明文には、「健康を市政運営の中心に据えた神奈川県大和市の公式サイト。日本一の図書館があるまちです。」と書かれている。

大和市が政策の中核に据えているのが、ま

さにこの「日本一の図書館」と呼ぶ複合施設、シリウスだ。

シリウスには、図書館や芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場など4つの公的施設が集約されている。最も特徴的なのが、大和市が宣言する「健康都市やまと」を実現するため、施設を横断してさまざまな取り組みが行われていることだ。

小田急江ノ島線と相鉄本線が交差する大和駅から伸びる歩行者専用道路「プロムナード」に面した場所に、シリウスは2016年、開館した。地上6階地下1階、延べ床面積は約2万2900平方メートルという巨大な複合施設で、企業6社で構成される共同企業体「やまとみらい」が指定管理者となり、図書館部分は図書館流通センター（TRC）が担当している。

シリウスは、図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場という4つの機能が備えられている。このうち、メインとなる図書館は1階から5階までに広がり、特にシリウスの中心部ともいえるのが、4階の「健康コーナー」「健康テラス」「健康度見える化コーナー」という健康に特化したスペースである。

健康コーナーには、文字通り健康をテーマにしたさまざまな本が、大まかに5つのジャンルに分かれて独自に配架されている。図書館資料の背表紙には通常、分類のための記号や数字が貼られているが、シリウスでは出版年もわかるように印字されている。医療の技術は日進月歩であり、情報が古くなれば、命に関わる危険性もある。そのため、一定期間を経た資料の確認がすぐにできるようになっているという。

また、隣接する健康テラスは、ガラス張り

のイベントコーナーで、市民が講師になり、市民同士が学び合う「市民でつくる健康学部」が毎日のように開かれている。

もともと、シリウスが建設されたのは、1990年代から再開発が進んでいた地域だった。しかし、リーマンショックによってデベロッパーが撤退してしまう。生涯学習センターや芸術文化ホールの老朽化など、行政課題を抱えていた大和市は計画を見直し、複合施設を建設することになった。

先述したように大和市では、2009年に「健康都市やまと」を宣言している。2009年～2018年度にかけての「第8次大和市総合計画」にも盛り込まれている。その実現のための施設として位置付けられたのがシリウスだった。

戦時中に図書館が思想統制に与し、国民の「思想善導」の機関となっていた反省から、戦後の公立図書館は独立した組織である教育委員会の中に置かれ、政治的権力から遠ざかってきた。しかし、社会状況の変化とともに、まちづくりや政策の中核施設として図書館をとらえる地方自治体が増えている。

その背景には何があるのだろうか。

8 町の生き残りを賭けた図書館

2014年、地方自治体にとって衝撃的なレポートが公表された。増田寛也元総務相ら民間有識者で構成する日本創成会議による出産可能な年齢の女性の人口に着目した推計で、このまま東京の一極集中と地方からの人口流出が続けば、2040年までに全国の1800ある市区町村のうち、約5割にあたる896自治体が消滅する可能性が高いとされたのだ。

この「消滅可能性都市」のレポートを契機

にして、第2次安倍内閣は、「地方創生」を打ち出した。この大きな流れの中で、図書館は注目を集めることになる。その一つが、岩手県紫波町の紫波町図書館である。

この図書館は、町を挙げて進められてきたオガールプロジェクトの中核施設となっている。盛岡市から列車で20分ほどにあるJR紫波中央駅前の町有地に展開するオガールプロジェクトは、公民連携と呼ばれる手法で開発されてきた。

オガールプロジェクトの舞台となったのは、税収のピークを迎えた紫波町が1998年、老朽化が進んでいた役場庁舎の建設や、町の悲願だった図書館建設のために取得した町有地10.7ヘクタールだ。バブル経済が崩壊し、町の財政も悪化。長らく更地のままに置かれ、「日本一高い雪捨て場」と揶揄されていた。

そこで、この町有地の開発をするために、民間企業の経営者でもあった当時の町長と町にUターンしてきたばかりだった若手経営者が中心となって、公民連携のPPP（Public Private Partnership）に着手する。

PPPとは、「公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの」と説明される（国交省の公式サイトより）。当時、日本ではまだ珍しかった手法だが、町の生き残りを賭け、紫波町は英断する。

9 年間100万人が訪れる町に

2008年に役場の各部署をまとめあげる「公民連携室」が設置され、2009年に公民連携基本計画が策定された。図書館整備業務は教育委員会から町長部局へと移管され、まちづ

くりの計画に本格的に組み込まれていった。

オガールプロジェクトは、広場を中心に大型の施設が両サイドに並ぶ構造となっている。約10年がかりで整備されたのは、紫波町図書館や産直マルシェ、子育て支援センターなどが入る官民複合施設「オガールプラザ」や、民間複合施設の「オガールベース」「オガールセンター」、紫波町役場新庁舎などだ。2017年にはオガール保育園が開所している。

特にオガールプラザは、民間都市開発推進機構（MINTO機構）からの出資を受ける最初の事例だった。設計段階からMINTO機構の厳しいチェックを受け、建設費用やランニングコストを考慮して徹底的にコストダウンをはかった。余談だが、紫波町図書館の天井は貼られていない。配管がそのまま見えるようになっているのは、このコストダウンの結果だ。

紫波町図書館が注力しているのは、やはり紫波町の産業支援である。中でも農業支援が特徴的で、若手農家に情報を提供し、そのコミュニティの場になるため、さまざまなイベントを開くなどしている。オガールプロジェクトと一体でありつつも、全国でも稀な独自のサービスに対する評価は高い。

オガールプロジェクトが進められる中、紫波町ではこんな試算がされていた。紫波町はこの先、生産年齢人口の減少が3割を超える。それにともない、財政規模も30年後には100億円まで減少。100億円のうち、高齢者の増加にともない民生費の割合が増加し、民生費以外で使える行政経費は60億円程度となる。

つまり、このまま何もしなければ、紫波町の財政は厳しさを増し、成長に向けた投資も困難となる。そうなれば、住民の負担は増え、

町の魅力は減り、さらなる人口流出が起こるといふ負のスパイラルに陥る。

紫波町に限った未来予想図ではなく、どの地方自治体でもありえる話だろう。しかし、紫波町は異なる未来予想図を描いた。オガールプロジェクトによって、紫波町は現在、年間100万人が訪れる町に成長している。

10 結びにかえて

ここまで、社会の移り変わりに伴い、公立図書館の役割がどう変化していったか、実際の事例を紹介しながら考えてきた。

公立図書館が社会教育施設であり、地域の歴史や文化を支える知のインフラであることに揺るぎはない。しかし、多くの地方自治体がすでに実施しているように、公立図書館の役割は多様化し、拡張し続けている。集客施設であり、まちづくりの中核施設であり、まちの未来をつくる施設でもある。

しかし、図書館へ期待がかかる一方で、地方自治体の財政が逼迫するとともに、図書館に対する予算は減少しており、人件費や資料費が削られている。

指定管理者制度も前向きな選択ではなく、コストカットのために導入する地方自治体が少なくない。自治体直営の図書館であっても、非正規雇用の職員が激増している。若くて優秀な司書が働きたくとも、安心して働ける場が減っているのだ。

私たちの社会にとって図書館はどうあるべきか。どのような役割を求めめるのか。まずは図書館に目を向け、考える機会をもっていたいただければと願っている。

●特集2 地域における公立図書館

地域に必要な図書館サービスを
いかに提供するか

泉山靖人 [いずみやますと]

東北学院大学地域総合学部准教授

公共図書館に期待される役割は、

その時々¹⁾の社会のあり方に影響され、変化していく。

貸出を重視して発展してきた公立図書館のあり方に対し、

現在、資料と利用者を結びつける取り組みの重要性が改めて注目されている。

さまざまな事例を挙げて解説する。

1 はじめに

本特集「地域における公立図書館」の中で、編集部より筆者に与えられたテーマは「地域に必要な図書館サービスをいかに提供するか」、である。読者の方々の中には図書館情報学の用語になじみのない方も多いため、その解説も交えて検討していきたい。

まず、このテーマを検討するにあたり、図書館が提供する「サービス」をどのようにとらえるかを確認していきたい。筆者は図書館の歴史についても関心を持ち研究を行っているが、図書館の歴史を広くとらえるならば、紀元前に存在した古代アレクサンドリア図書館が「世界の知を集積する」（もっとも、当時の「世界」は、大まかには地中海世界から西アジアまでを指す）ことを目的とした時代から、図書館は「資料を集め（収集）、整理し（分類）、利用させる（提供）」役割を担ってきた。しかし、サービスの内容が2000年以

上変わらなかったということはなく、さまざまに変化している。

1854年に開館した米国ボストン公共図書館の前提となったマサチューセッツ州図書館法（1851）では、税金により図書館を維持する根拠として図書館が公教育を補い完成させること、が挙げられている。学校制度、特に義務教育制度が十分に発達していない時代にあつて、図書館は中等段階の継続教育の機会としても認識されていた。その後、米国において学校制度が整ってくると、図書館に期待される役割は「民衆の大学」へと変化する。このような事例からは、図書館、特に税金で維持される公立図書館に期待される役割は、その時々²⁾の社会のあり方にも影響され、変化していることが見えてくる。

2 図書館サービスをどのようにとらえるか

それでは、「図書館サービス」はどのよう

に把握できるのか。この点については、おそらく制度的な捉え方と、利用者目線での捉え方にはズレがあると思われる。

例えば、子どもが「図書館に勉強しに行く」といったエピソードはフィクションでも実生活でも見られるが、多くの場合、その目的は「静かな環境で勉強する」であつて、「図書館の資料を使って調べ物をする」ではないことが多いのではないだろうか。この場合、図書館に期待される役割は「静謐な空間の提供」であり、「資料の提供」は二の次となる。

図書館に何を求めるのかについてのこのような意識のズレは、政策的なレベルでも顕在化している。書店や喫茶店を公立図書館に併設して人の動きを活性化する新たな取り組みを始めた佐賀県武雄市立図書館では、当時の市長が、来館者数が取り組み前よりも増えたことによりその取り組みが妥当だとする見解を示した。それに対し、慶應義塾大学の糸賀雅児先生が調査をしたところ、館内にいる利用者で図書館が提供する資料を利用していたのは20%にとどまり、書店や喫茶店だけを利用する人が大半を占めた、という結果が出た。その調査では、隣接する伊万里市の伊万里市民図書館も調査しており、そちらでは来館者数は少ないものの、図書館が提供する資料を利用していた割合は57%に上ったという。このことはどのように理解すれば良いのだろうか。

糸賀先生は、武雄市立図書館について「集客力を持った「本のある公共空間」を実現させた点」を評価しつつ、これを「図書館とみることができるかどうか」と疑問を呈し、「公設民営のブックカフェ」と評している¹⁾。これが、公立図書館に求められる姿だろうか²⁾。「ブックカフェ」との評価は、公立図書館

に関連する別の指摘を想起させる。1990年代末から、図書館の専門誌上などで「図書館は無料貸本屋か」が議論となった。この議論自体は従前からあるものであり、特に出版社や作家などの立場から図書館の存在が書籍の売り上げに影響するのではないかとの声が出されている。

これに対し、この時期の議論では従来の「貸出至上主義」ともいえる図書館のあり方からの変化が、図書館界内部から提起された。

1960年代以降、それまでの都道府県や大都市を中心とした図書館設置から市町村レベルにおける図書館設置が広まり、特に数を増やしつつある市立図書館のあるべき姿が模索された。その中で、検索に役立つ目録づくりを重視するそれまでのあり方から、利用者への貸出を重視するあり方が提唱され、大きなうねりとなった。この動き自体は、手作業で一冊一冊の本について目録カードを作成する業務が、必ずしも十分な人員が配置されていない図書館にとっての負担となっていた実態に対するある種の解決策である。また、分館網や移動図書館を充実させ、自治体の隅々にも図書館を利用する機会を広める取り組みなども、このような貸出の拡大を重視する考え方が後押ししてきた面がある。

このように貸出を重視して発展してきた公立図書館のあり方に対し、目録づくり、換言すれば利用者にとって有用な書籍や雑誌などの資料を見つけ易くする取り組みの重要性を再評価し、その資料と利用者を結びつける取り組みの重要性が改めて重視されるようになったのが20世紀末あたりからの動きということができよう。

3 図書館サービスの例

(1) 法制度から見た図書館サービス

ここで、改めて図書館サービスとは何かを考えてみたい。『図書館情報学用語辞典』³⁾では、図書館サービスを「図書館がサービス対象者の情報ニーズに合わせて提供するサービス全体。図書館で行われる図書の利用と情報の伝達にかかわる幅広いサービスを含む概念であり、図書館の種類、利用者の種類、サービスを提供する施設の目的によって異なっている。(後略)」と説明している。このように図書館サービスの内容は図書館の設置目的等によって変わるものであるが、公立図書館では図書館法の規定が手がかりになるだろう。

図書館サービス（図書館奉仕）について、図書館法第三条は次のように規定している。

十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

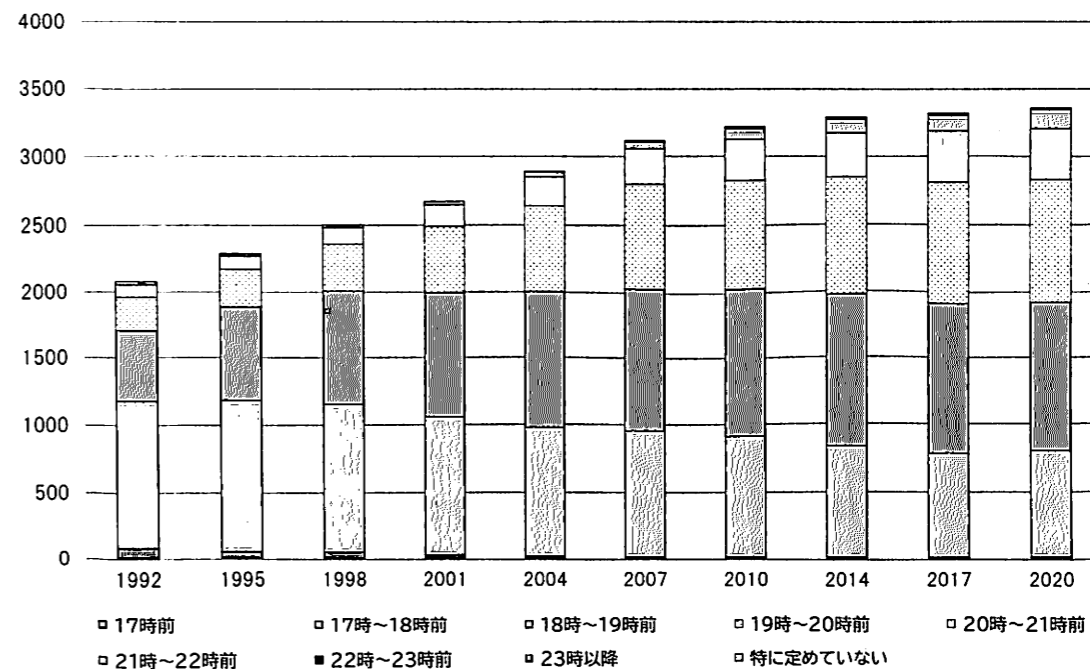
八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

まず注目したいのは、「土地の事情」である。郷土資料を考えると当然に思えるかもしれないが、それ以外にも地域性はある。例えば、外国籍の住民が多い地域ではさまざまな多言語サービスがおこなわれている。筆者が見聞した中では、岐阜県美濃加茂市立図書館や静岡県静岡市立図書館などでポルトガル語など英語以外の外国語資料を提供していた。

また、東日本大震災の後に多くの震災にかかわる資料が刊行され、被災地ではさまざまな図書館で東日本大震災にかかわるコレクションが構築されている。しかし、筆者の経験では、被災地域から離れると利用者が自由にアクセスできる開架図書に東日本大震災に関

図1 閉館時刻別の公立図書館数の推移



筆者作成

する資料の数はあまり多くなく、それぞれの地域にとっての震災（過去の震災であったり、今後発生することが予想される南海トラフ地震など）に関する資料が多くなっている。

こういった事からも、公立図書館はそれぞれの地域性に応じた資料提供をしていることをご理解いただけるだろうか。

さらに、図書館法第三条第一項では資料の形式がさまざまに想定されていることにも注目していただきたい。図書館法が制定された1950年頃は映画のフィルムなどが想定されていたが、現在ではDVDなどのメディアに記録された資料、場合によってはオンライン配信の音源などを導入する例もある。また、新型コロナ禍の中で、施設としての図書館に出向かなくとも受けられる非来館サービスとして、電子書籍の導入も進んでいる。

第二項の内容の内、分類等については先にも触れたのでここでは省略するが、児童サー

ビス、中高生などの年齢層を想定したYA（ヤングアダルト）サービス、高齢者や障がいを持った利用者の利用しやすさに配慮した大活字本、点字図書、音訳資料などがコーナーとして分類されている例もある。

(2) 図書館の開館時間

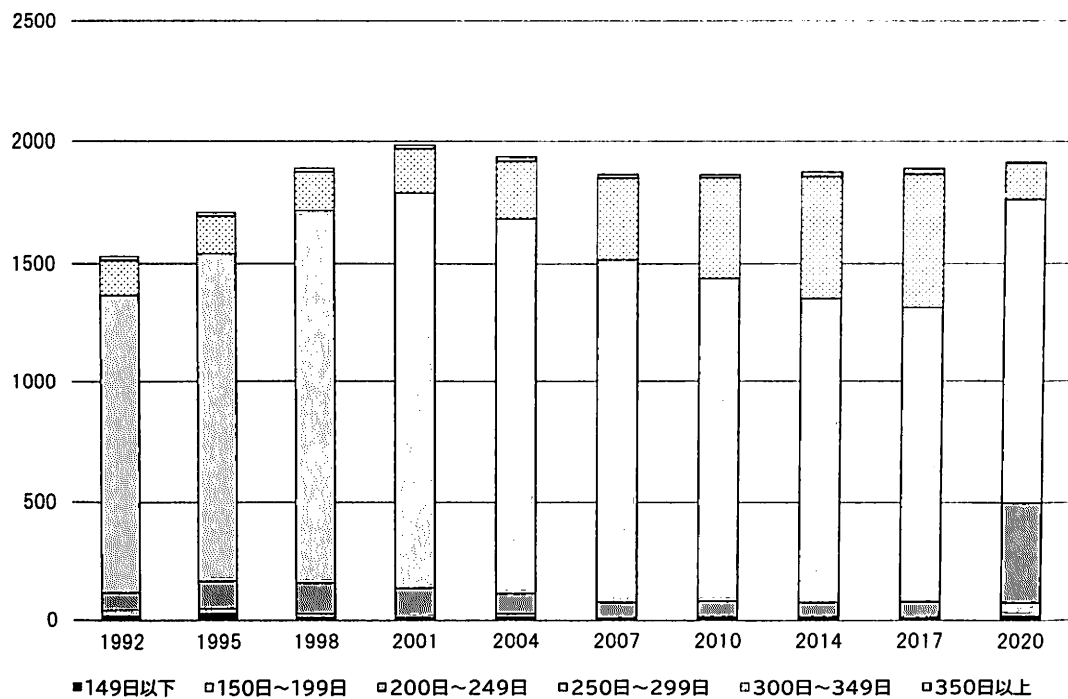
また、第一項には資料を収集し、「一般公衆の利用に供すること」が挙げられている。この際に問題になるのが、「図書館に行くには時間が取れない」という（主に働いている人の）利用しづらさではないだろうか。

図1および図2は文部科学省（1998年度実施の調査までは文部省）がおこなっている社会教育調査⁴⁾の結果をもとに、閉館時刻別、年間開館日数別の公立図書館数の推移を示したものである。閉館時刻別のグラフでは開館時刻を省略したが、2020年度のデータによると9時台に開館している館が2015館（60.0%）、

図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 図書館の職員が図書館資料について

図2 開館日数推移 (公立図書館本館のみ・館数)



筆者作成

10時台に開館している館が1249館(37.2%)であり、9時台あるいは10時台にほとんどの館が開館している(なお、図書館によって異なるが、夜間ポストに返却された図書の返却作業や書架整理などを開館前におこなっている館も多いため、職員の勤務時間はさらに前から始まっている)。

経年変化として、より遅くまで開館している図書館が増える傾向にあり、2020年度の実績では、閉館時刻が18時以降の館は76.1%、19時以降も利用できる館も42.8%となっている。

また、年間開館日数も年間300日以上も増加傾向(数値は実績値のため、新型コロナ禍の影響により2020年度は減少したものと思われる)にある。

これは特に平日の日中に勤務していても図書館を利用できるようにとの利用者の希望に

応える形での変化と言えるが、一方で、公務員としての図書館職員の勤務時間がこのような勤務に対応できるように変化する例はあまり見られず、多くの場合、このような長時間のサービスは非常勤等の非正規公務員、あるいは指定管理者などにより可能となっている。このため、特に直営の場合はトレーニングを受けた専門職である司書による図書館サービスの提供が開館時間の全体をカバーできないことが多くなっており、図書館サービスの提供体制という面からは改善が求められる。指定管理者制度を導入している館であっても、開館時間全体をカバーするようにスキルを持った司書を配置していなければ同様である。

(3) 利用相談

では、司書が提供する図書館サービスには

どのようなものがあるのだろうか。図書館法第三条第三項では、図書館が利用者の資料利用にかかわる相談に応ずることが挙げられている。レファレンスと呼ばれるサービスであり、利用者が求めている資料が配架されている場所を紹介するレベルから、抽象的な資料要求に対応して適切な資料を紹介するレベルまでさまざまな取り組みがおこなわれている。

このような取り組みについては、Googleなどの検索サービスやAIの発達により、将来的にコンピュータが対応するようになる業務ではないか、という見方も出され、図書館専門職の増員を否定する論拠にもなっている。

しかし、レファレンスがコンピュータ任せになるには、まだ多くの時間が必要であると筆者は考えている。なぜならば、紙で出版された多くの資料はまだデジタル化が進んでおらず、デジタル化されていてもその信頼性が必ずしも保証されていないと考えるからだ。

各省庁の白書や政策にかかわる答申などの資料も、一部がデジタル化され各省庁のウェブサイトで公開されているが、デジタル資料として作成された「ポーンデジタル」な資料でなければ、印刷物をスキャナ等で画像化し、コンピュータによるOCR(光学的文字認識)などの処理をおこなっている場合が多い。このOCRの精度は100%に達しておらず、仮に印刷物を99%の精度で文字データに変換できるとしても、文庫本に当てはめると1ページあたり5~6文字の間違があることになる⁹⁾。このようなデータをキーワード検索しても、肝心のキーワードに誤認識があれば検索結果には示されない。今後、文脈判断などによりOCRの精度が向上していくとしても、人が介在する必要性は続くだろう。過去

の資料のデジタル化は今後も進むだろうが、資料の総体に対してその割合はまだ低い。

さらに、人が介在するレファレンスの大切さは、次の例からも確認できよう。2021年に、『100万回死んだねこ』(講談社)という本が出版されたことをご存じだろうか?それは筆者の間違いだ、『100万回生きたねこ』と勘違いしているのではないか、と思われた方もいるかもしれない。この本は、福井県立図書館のレファレンスサービスに寄せられた事例を集めたもので、お気づきの方も多かと思われるが、『100万回死んだねこ』は、利用者からこのようなタイトルの本を探している、という相談があったことに由来している。福井県立図書館ではこのような事例を自館のウェブサイト上で「覚え違いタイトル集」⁶⁾として公開しているため、そちらも併せてご覧いただきたい。

かつて筆者が勤務していた大学でレファレンスを担当していた大学図書館スタッフは、レファレンスでは対人コミュニケーションスキルが重要であると語っていた。「覚え違いタイトル集」にも、勘違いにより原形をとどめないほど言葉が入れ替わった資料名を手がかりに、利用者が探す本を司書が見つけた成果が載っている。さらに、全国の図書館から提供されたレファレンスの成果を蓄積している「レファレンス協同データベース」⁷⁾では、「〇〇について知りたい」というニーズに対して司書が適切な資料を選定し、利用者に提供したさまざまな事例がその過程とともに確認できるので、ぜひご覧いただきたい。

(4) 人と資料を結び付ける図書館

図書館の役割は、人と資料を結び付けるこ

とにあると説明されることがある。レファレンスもそうであるし、また、先に述べた資料の分類も同様である。例えば「図書館学」を主なテーマとする図書は「010」に分類され、「総記」を示す「0」で始まる番号を付与されている資料を配置している書架に行けば図書館学関連の資料が見つかるようになっている、といった図書館のあり方もまた、人と資料を結び付ける取り組みなのである。

さらに、OPAC（オンライン蔵書検索システム）などでは、キーワード検索のほか、「件名検索」も利用できる。これは、例えば「教育」に分類される場合がある学校図書館に関する資料にあらかじめ「図書館」というタグ付けをしておき、「010」以外の書架に置かれている図書館に関する資料を探せるようになるものである。また、特定のテーマに関する調査に役立つ資料を取りまとめ、「パスファインダー」として提供する図書館も多い。

また、図書館法第三条第四項に示されている他の図書館との連携・協力や資料の相互貸借、第五項に示されている分館の設置や移動図書館などの取り組みもまた、自館では所蔵していない資料の提供や、距離などの理由により図書館を利用しづらい利用者や資料とを結び付ける取り組みの一つである。

このような人と資料を結び付ける取り組みをさらに拡大する取り組みとして、「課題解決型図書館」としてのあり方を進めている公立図書館も各地に現れている。これは、図書館が利用者の「困りごと解決」に資する資料提供をできる体制づくりを進めるもので、より専門的な調査に対応できる資料収集や、それらの資料に基づく調査をおこなえるスキルを持った司書の養成などが取り組まれている。さらに他の専門機関と繋ぐ働き（レフェラル

サービス）を伴う場合もある。これらは、具体的には「ビジネス支援」「貧困・困窮者支援」「医療・健康情報」などの名称で取り組まれていることが多い。また、行政部局を対象とする「行政支援」に取り組む図書館も増えている。

ビジネス支援について、鳥取県立図書館では県内の公共図書館のビジネス支援機能を活用し、起業や商品開発、経営改善などに役立った事例を表彰する「図書館で夢を実現しました大賞」を開催しており、ビジネス支援サービスの成果の一端が確認できる⁸⁾。

このような図書館のあり方は文部科学省「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」⁹⁾（2006）により国内でも広く認識されるようになったが、海外の先進事例が、菅谷明子『未来をつくる図書館——ニューヨークからの報告』（岩波新書、2003年）などで紹介されている。

鳥根県海士町は地域振興の取り組みで有名であり、同町立図書館は「島まるごと図書館」構想というユニークな取り組みが評価されているが、筆者が同図書館を訪問した際に印象に残ったのは、移住を検討して島を訪れる人の中に、図書館のあり方を確認する人が少なからずいるとの説明だった。同図書館はレファレンス対応にも力を入れているとのことであったが、このような事例は、リモートワークなどが普及する中で、地域おこしにおいて図書館の果たしうる役割が決して小さなものではないことの傍証と言えよう。

(5) 場所としての図書館

先に、利用者は多いものの、提供する資料が利用されていない図書館の事例を紹介したが、人と資料を結び付けるだけではなく、そ

の資料を利用した調査活動の場としての図書館のあり方として「滞在型図書館」を志向する取り組みもおこなわれている。

これは、図書館を単純に「本を借りる場所」と位置づけるのではなく、調査資料の閲覧に適した椅子やテーブルの設置、さらには資料の内容を整理する作業などにパソコンも利用できる環境の提供、場合によってはより静謐な空間としての調査室の設定などにより、利用者がある程度長時間にわたって館内で調査などの活動をおこなえるようにする取り組みが含まれている。

このような取り組みは、大学図書館の世界では「ラーニング・コモンズ」として学生が課題に取り組む上で必要な機器を設置したり、場合によっては討論などのグループ活動をおこなうためにPCプロジェクターを設置し、声を出しても良い部屋の設定などがおこなわれてきている。課題に取り組む、という中には動画編集といった活動も含まれており、その場合は必ずしも図書館資料の利用は伴わないが、利用者は創作的な活動をおこない、必要に応じてその活動に必要な知識を図書館資料から得ることが期待される。

2015年には長野県塩尻市立図書館が3Dプリンタを導入し、ビジネス支援の一環として一定の経費負担により図書館内における試作品づくりなどを可能とする取り組みを始めた。この取り組みは米国の図書館での取り組みを参考にしたとされているが、その後もこのような「試作室・実験室」を設置する図書館が現れている。

図書館にそのような機能が必要か、という議論はあるだろうが、歴史的にみると、現在のように社会教育施設が分化する前の図書館は実験室などを併設することが多く、現代で

も国によっては楽器演奏も可能な防音室などさまざまな施設を併設する図書館がある。こういったあり方は、図書館法第三条第六項にある研究会などの開催、第八項にある学習の成果を活用して行う教育活動などの推進と、親和性を持つ取り組みとみることもできよう。

過日、県立長野図書館を見学する機会を得て訪問した。同館は、3階を「共知・共創（共に知り、共に創る）」をコンセプトとした、人と人がつながり、共に学びあい、新たな社会的価値を生み出す場である「信州・学び創造ラボ」として、利用者によるさまざまな活動が可能なスペースとしている。そのスペースは、机などを配置し情報や人がつながりアイデアを形にするエリア、3Dプリンタなどを備え学びの成果をアウトプットするエリアなどに分かれており、自発的なグループ活動も生まれているという。

また、この「ラボ」は、利用者にとっての実験室であるとともに、図書館としても「これからの図書館や公共空間のあり方を考える実験室」と位置づけられている。その意味で、このスペースは今後もそのあり方を変えつつ、新たな図書館像を生み出す可能性がある。

4 おわりに

ラーニング・コモンズ概念を日本に導入したとされる米澤誠氏は、ラーニング・コモンズに関する論考の中で、パソコンや広いテーブル、ラーニング・コモンズを利用している他の利用者、図書館員などが、図書館を利用している人の学びを誘発する存在となる可能性がある¹⁰⁾と指摘している。

●特集2 地域における公立図書館

公立図書館のDXをめぐる現状と展望

吉井 潤 [よしじゆん]

都留文科大学非常勤講師

DX(デジタルトランスフォーメーション)は、公立図書館においても進展しつつある。人手不足を背景とした職員の業務の効率化、利用者へのサービスの提供という2点に分けて、さまざまな事例を示すとともに、抱える問題点や今後の課題を提起する。

1 はじめに

DXという言葉からみなさんは、どのような言葉を想像するだろうか。デジタル大辞泉によるとDXは、以下のとおりである。「デジタルトランスフォーメーション【digital transformation】IT(情報技術)が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。2004年にスウェーデンのE=ストルターマンが提唱した概念で、ビジネス分野だけでなく、広く産業構造や社会基盤にまで影響が及ぶとされる。デジタル変革。デジタル改革。DX。」¹⁾

また、「経産省/DXレポート2中間取りまとめ(概要)」によると、企業がDXの具体的なアクションを設計できるように、DXを3つの異なる段階に分解するとして、「デジタイゼーション」、「デジタルライゼーション」、「デジタルトランスフォーメーション」を示している。これによると、デジタイゼー

ション(Digitization)は、アナログ・物理データのデジタルデータ化である。デジタルライゼーション(Digitalization)は、個別の業務・製造プロセスのデジタル化である。デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)は、組織横断/全体の業務・製造プロセスのデジタル化、“顧客起点の価値創出”のための事業やビジネスモデルの変革である²⁾。この3つの異なる段階を本に当てはめると電子書籍が該当する。今となっては3段階目のデジタルトランスフォーメーションということで漫画の読み放題のサービスを提供する民間事業者がいるということである。筆者は今年で40歳になるが、世間一般にDXのわかりやすい例としては音楽だろう。CDをレンタルメディアショップで借りて、90年代にはデジタルオーディオの光ディスク記録方式のMDに入れていたが、2001年にAppleがiPodを販売してから音楽はダウンロードすることが一般的になった。現在、

この指摘を公立図書館に援用するならば、活動の場所としての図書館、そこに集まる利用者、人と資料とを結び付ける司書による活動は、それぞれの活動が相まってさらなる学びを誘発し、その学びを通して個人や地域の課題に対する解決策を生み出す存在となることが期待できる。

インドの図書館学者S.R.ランガナタンは、図書館のあるべき姿をまとめた「五法則」において「図書館は成長する有機体である」と表現した。図書館は旧態依然のあり方に留まるのではなく、変化していく存在であることをこのように表現したと説明されている。

今後の公立図書館において、さまざまな図書館で起きているサービスの変化が支持され、さらなる「成長」につながることを祈念して、本稿を閉じたい。

注
1)【神奈川新聞ウェブ版】「佐賀・武雄市図書館に行ってみた」
上、2014年1月20日 URL: <http://news.kanaloco.jp/localnews/article/1401200001/>
下、2014年1月21日 URL: <http://news.kanaloco.jp/localnews/article/1401210008/>

いずれもINTERNET ARCHIVE (URL: <https://web.archive.org/>)にて2023年8月28日に最終閲覧
2) 武雄市立図書館は、その後の2017年に武雄市子ども図書館が併設されるなど、当時とは状況が異なっている。
3) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典 第5版』(丸善出版、2020年)
4) https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/index.htm (2023年8月28日最終閲覧)
5) 筆者の経験では、「白」と「自」のように字形が似ている文字や画数が多い文字については誤認識が生じやすい。
6) <http://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/tosyo/category/shiraberu/index.html> (2023年8月28日最終閲覧)
7) <https://crd.ndl.go.jp/reference/> (2023年8月28日最終閲覧)
8) <https://www.library.pref.tottori.jp/business/index.html> (2023年8月28日最終閲覧)
9) http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm (2023年8月28日最終閲覧)
10) 米澤誠「アフォーダンスとしてのラーニング・コモンズ試論」東北大学附属図書館『東北大学附属図書館調査研究室年報』1号 <http://doi.org/10.50974/00062679> (2023年8月28日最終閲覧)

自治研 第65巻 第769号 A5判変型 2023年 10月号 定価838円(本体762円+税10%)

特集：身近な公共空間〈公園〉を考える

都市公園とは何か～その歴史と概要……………舟引敏明
公園の指定管理者制度の評価基準を考える……………上原 恵
設置者と市民の契約：パークマネジメント……………林 まゆみ
大都市の公園をめぐるトラブルの現状……………自治労大都市共闘建設支部公園部会
小規模自治体の公園施策……………筑後市職員労働組合
みんなの公園愛護会の活動……………椛田里佳

編集 自治研中央推進委員会 TEL:03-3263-0274
発行 株式会社 自治労サービス 〒102-8464 東京都千代田区六番町1 TEL:03-3263-2023

表1 ロボットを活用した職員が行う業務の効率化の事例

番号	区分	自治体名	実施年
1	蔵書点検	秋田県横手市	2022
2	資料の運搬(館内)	茨城県つくば市	2018
3	清掃	和歌山県海南市	2021
4	清掃・警備・案内	熊本県宇城市	2022

レンタルメディアショップではCDレンタルが終了している場合もある。音楽の聴き方が大きく変わるほどまでではないが、第2章で主に公立図書館のDXについて、職員の業務の効率化とサービスの提供の2点に分けて事例を示す。

2 図書館DXの事例

2.1 職員の業務の効率化

日本は今後も人口は減少することが考えられ、これは生産年齢人口が減るということでもある。自治体の公務員も減少するが、高齢化に伴って社会保障・保険分野での市民からの要望、生活に必要な道路や水道等の社会資本の維持管理があり、対応に迫られて人手不足になるだろう。そうなる自治体全体で最低限必要な行政サービスを維持するための方法を考えなければならない。その方法の一つとして単純な作業は人ではなくコンピュータを活用しなければ仕事は回らなくなると考えられる。人が行うこと、コンピュータでできることは何かを考え、実証実験を行い本格的に取り組む必要がある。

図書館における、ロボットを活用した職員が行う業務の効率化の事例として表1に示すとおりである。

(1) 蔵書点検

蔵書点検とは、いわゆる棚卸のことである。図書館で所蔵している図書や雑誌等が正しい場所にあるのか、行方不明になっていないか破損や汚損している図書がないか点検する作業のことである。所蔵数によるが数日間図書館を休館し職員が作業を行っている。筆者が東京都江戸川区立篠崎図書館に館長として在籍していた時は、職員20人が一度に出勤し、それぞれがデータを読み取るバーコードリーダーを持ち1点ごとに図書等を読み込み、半日かけて約9万点を点検し、行方不明になっている図書等を確定した。公立図書館で働く職員はシフト勤務のため、特定の日に多くの職員を出勤させると、その分、休日の調整や他の日に出勤する職員数を減らさなければならない。そのため、今後は、単純な作業を一度に大人数を集めて行うよりは、機械を用いた方が限られた人的資源の活用につながるだろう。

横手市は、ロボットを用いた蔵書点検の実証実験を行った。このロボットは、高さ約2メートル、幅約60センチ、本体に6個のアンテナをつけ、電波を発信しながら館内を自動で動き回り、ICタグを貼り付けた図書等の情報を読み込んでいき、対象となる図書等の読み取り率は99.5%と高かった³⁾。この結果からは、職員がこれまで行っていた作業を機械が行っても大きな問題はないと考えられる。

(2) 図書等の運搬(館内)

図書等を借りている人が公立図書館が開いている時間に返すことができない場合は、図書館に設置している郵便ポストのような返却ポストに投函して返却することが可能である。翌日、職員が返却ポストから図書等を取

表2 住民が利用できるサービス

番号	区分	自治体名等	実施年
1	マイナンバーカードの利用	兵庫県姫路市	2016
2	無人図書館	神奈川県秦野市	2015
3	Pepperによる蔵書検索や案内等	東京都江戸川区	2017
4	Allによる絵本選択	静岡県磐田市	2023
5	資料の運搬(館外)	茨城県つくば市	2023
6	越谷市デジタルアーカイブ(デジタルアーカイブ)	埼玉県越谷市	2023
7	LibrariE & TRC-DL(電子図書館)	図書館流通センター・大日本印刷・日本電子図書館サービス	2016
8	仮想本棚	兵庫県神戸市	2023
9	チャットボットサービス	東京都	2022
10	バーチャル図書館	図書館流通センター	2020

り出し、事務室やカウンターに運ぶのは公立図書館の規模によるが点数が多く大変である。事例で示したつくば市は、ロボットが図書等の運搬を行う。図書等を100冊以上積んでもスロープを無理なく行き来できる。この図書等運搬の事例は、公立図書館の返却ポストに溜まった本をコンテナに積んだロボットが職員の後ろをくっついて進んだものである⁴⁾。これは、一度に大量に運ぶことができ往復する手間が省ける。

(3) 清掃

公立図書館の開館時間が長くなればなるほど、来館者が多くなり、館内は汚れる。しかし、清掃を行える時間が短くなる。一般的に床の清掃等は公立図書館を閉めているときに清掃業者に委託し行っていることが多い。清掃ロボットの事例として示した海南市の海南nobinosは、1日に1千から3千人の来館者があり、飲食可能な図書館である。清掃ロボットに床清掃の多くを任せることで、人は机・椅子の上や、拭き取りの必要な清掃に注力することができ、トータルで清掃品質が向

上し、1日当たりの清掃コストを15%程度削減したようである⁵⁾。

(4) 清掃・警備・案内

清掃だけではなく、警備と案内も行えるロボットの実証実験を行ったのは、熊本県宇城市の不知火美術館・図書館である⁶⁾。公立図書館は安心・安全な場所と思うかもしれないが、誰でも自由に入館できることから置き引き、子どもに対する声かけ事案、異性のトイレへの侵入が発生している。職員が定期的に館内の巡回や委託した警備会社の警備員による立哨を行っている図書館もある。公立図書館は、公共施設マネジメントの観点から、今後は図書館単独館から他の施設や機能を持つ複合施設が増え、図書館利用者だけではなく多くの人が集う施設になる。その場合、テロ対策を含めた安心・安全な施設運営を考えると不審者の行動抑止のひとつとしてロボット活用がある。

2.2 サービスの提供

住民が利用できるサービスは表2に示すと

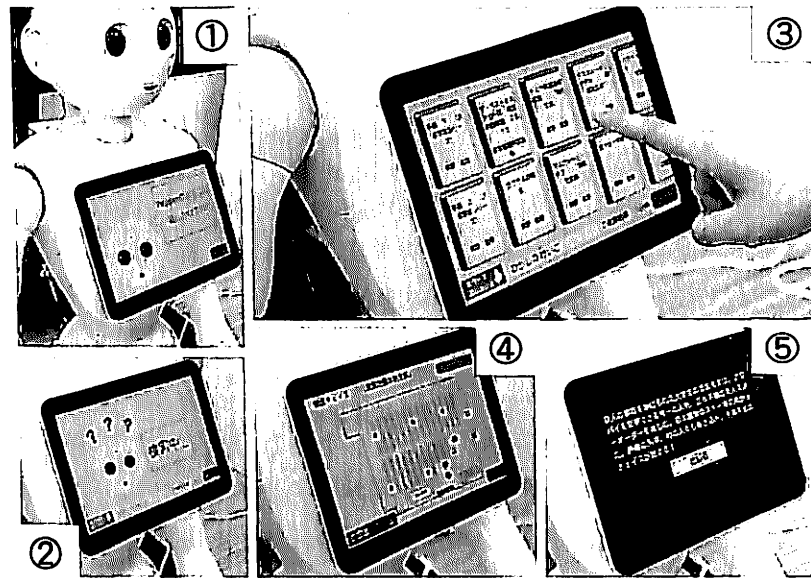


図1 蔵書検索の仕組み

おりである。番号6から10は、公立図書館に行かなくてもインターネットに接続できれば利用できるサービスである。

(1) マイナンバーカードの利用

姫路市は、2016年にマイナンバーカードを利用して図書等を借りることができるサービスを開始した⁷⁾。デジタル庁の「自治体におけるマイナンバーカードの活用事例」ページでは小山市、八王子市、小牧市等の59自治体で行われていることがわかる。マイナンバーカードで図書を借りるには、マイキーIDを登録したマイナンバーカードと図書館利用者カードを持って公立図書館のカウンターに行きマイナンバーカード利用の手続きを行う必要がある。マイナンバーカード普及が進む一方で、「マイナ保険証」に代表されるようなさまざまなトラブルが発覚しているが、ある程度落ち着けば、マイナンバーカードを利用した図書等の貸出ができる自治体は増えていくだろう。

(2) 無人図書館

公立図書館ではないが、神奈川県秦野市の本町公民館図書室では、公共施設再配置計画の一環で、省力化による人件費、維持費の抑制と、立地や利用形態にあった図書館の機能分化と高効率化を図るために、入退室から貸出・返却を完全機械化した無人貸出サービスの実証実験を行った⁸⁾。これは、今後、公立図書館が地域住民への最低限のサービスの維持・提供を考える際に参考になる事例である。

(3) Pepperによる蔵書検索や案内等

筆者が篠崎図書館に館長として在籍していた2017年には、ソフトバンクロボティクスの人型のロボット Pepper (ペッパー) で図書の検索ができるサービスを提供していた⁹⁾。利用方法は図1に示すように単純である。最初に来館者が Pepper のおでこに探したい図書等のキーワードを話しかける。Pepper はそれが篠崎図書館に所蔵があるのか検索する。Pepper のモニターに検索結果が表示さ

れる。篠崎図書館にある本なら、館内図で本のある場所も表示する。本のアイコンを指で押すと本の内容紹介を Pepper が音声で読み上げる。

篠崎図書館では、2016年7月から2022年7月まで職員の一員として図書館の制服を着た Pepper を配置し、来館者から受ける簡単な質問への応答や図書館内展示の案内、図書館員が行っていた図書館内の閲覧席等の座席利用受付も Pepper が行うようにしていた。篠崎図書館の1日当たりの平均来館者は890人であり、来館者による Pepper の1日当たりの平均利用は390回だった。

(4) AIによる絵本選択

磐田市の子育て支援施設「ひと・ほんの庭にこっと」の図書館では2023年7月に人工知能(AI)を活用して絵本を選択するシステム「ぴたりエタッチ」を開始した。このシステムは、ロボットの質問に従って、年齢や好きな色、好みの絵本の表紙などを答えると、所蔵の絵本から数冊を選んでくれるものである¹⁰⁾。子どもが絵本を手に取り親しむきっかけの一つとして有効である。

(5) 資料の運搬(館外)

つくば市では、自動搬送ロボットを活用し、資料を借りた人が図書を図書館まで行かずに返却する実証実験を行った。これは、資料を借りた人がつくば駅の駐車場側等で自動搬送ロボットに図書を投函する。そのロボットが図書館に進む。ロボットが図書館に到着したら図書館員が図書の取り出しを行い処理を行う¹¹⁾。今後、人口減少に伴う公共施設の再編で自治体によっては公立図書館の削減や再配置が行われる。そうすると今まで自宅近くに

公立図書館があった住民にとって図書館は遠くなる。加えて、仕事等で平日に来館することが困難な住民にとっては、返却だけでもできる場所を望んでいる。返却のしやすさは、図書館利用の障壁を大きく減少させることから、廃品回収の軽トラックのようなイメージで自動搬送ロボットがまちの中を動いていれば住民の図書館利用は増える可能性がある。

(6) 越谷市デジタルアーカイブ

デジタルアーカイブとは、現代用語の基礎知識によると、「電子図書館をはじめ、作品、文化財などの情報をデジタル化して収集・保存・公開する活動や場」と定義している¹²⁾。越谷市は、2018年から「越谷市情報化推進計画」の施策としてデジタルアーカイブの導入について検討を行っていた。越谷市デジタルアーカイブは、越谷市史、古文書だけではなく、写真・音声・映像資料、市が発行している統計資料・計画書・報告書等の行政資料等、役所全体が関わっていることがわかる¹³⁾。さらに、「地域学習用コンテンツ」のページもあり、学校での調べ学習等に活用できるようになっている。これは、教育基本法第2条(教育の目標)「郷土を愛する」に資するものである。デジタルアーカイブという自治体市史や貴重な史料のデジタル化を思い浮かべることがあるが、越谷市の場合は、デジタル化・提供後の利活用を意識していることがわかる。

(7) LibrariE & TRC-DL

電子図書館とは、単に市販の電子書籍を借りて読むことができるシステムではない。というのも、個人向けの電子書籍と図書館向けの電子書籍は異なるものだからである。個人

表3 A市図書館の1ヶ月間の電子書籍貸出状況

区分	Windows		Mac		Android		iOS		その他		合計	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
10歳未満	4	0.7	1	0.5	7	2.2	2	0.6	0	0.0	14	0.9
10~19歳	9	1.5	53	24.9	20	6.3	14	4.0	1	100.0	97	6.6
20~29歳	14	2.3	9	4.2	15	4.7	28	17.5	0	0.0	66	4.5
30~39歳	15	2.5	17	8.00	36	11.3	61	34.4	0	0.0	129	8.7
40~49歳	168	28.1	42	19.7	120	37.6	120	20.1	0	0.0	450	30.4
50~59歳	73	12.2	60	28.2	66	20.7	70	10.3	0	0.0	269	18.2
60~69歳	79	13.2	17	8.00	37	11.6	36	4.9	0	0.0	169	11.4
70~79歳	226	37.8	12	5.6	15	4.7	17	0.3	0	0.0	270	18.2
80歳以上	6	1	2	0.9	3	0.9	1	0.0	0	0.0	12	0.8
不明	4	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	0.3
合計	598	100	213	100	319	100	349	92.1	1	100	1,480	100.0

向けの電子書籍は、出版社が個人利用だけを許諾して販売しているが、図書館向けの電子書籍は貸出を含む図書館利用を前提として配信を許可している。このため、一般的な電子書籍サイトで販売されている電子書籍を図書館が提供している電子図書館でも借りられるとは限らない。図書館で電子書籍を配信すると利用が殺到してしまい、個人向けの電子書籍の売り上げに響くのではないかと著者と出版社が懸念して図書館向けには電子書籍を販売しないことがある。配信方式は、個人向けの電子書籍はダウンロード方式、図書館向けの電子書籍はストリーミング方式が一般的である。また、図書館には市販されていない独自の電子書籍が提供されているというのも、市販の電子書籍と公立図書館の電子図書館が大きく異なる点の一つである。特に公立図書館では自治体が発行した地域資料や貴重な資料をデジタル化して、提供している場合がある。

一般社団法人電子出版制作・流通協議会によると、2023年7月1日現在の電子図書館（電子書籍サービス）実施数は、508自治体、

403電子図書館である¹⁴⁾。公立図書館で電子図書館のシステムの導入が多いのは、株式会社図書館流通センターが提供する電子図書館サービス「LibrariE & TRC-DL」である。これは、国内取り扱いコンテンツ数13万点以上、導入自治体数は300自治体以上と国内人口の半数以上が利用可能な電子図書館サービスである。公共サービスとして視覚障害者向けのアクセシブルなテキスト版サイトの標準搭載での提供や、学校と連携した利活用促進のため児童向けの読み放題パックを提供する等、電子図書館サービスの品質向上や利用促進に寄与したことが高く評価され同協議会が主催する「電流協アワード2023」で、「電流協特別賞」を受賞している¹⁵⁾。

筆者は、公立図書館の電子図書館サービスの導入状況について2020年と21年の2度にわたって調査を実施し、その詳細を『公立図書館における電子図書館サービスの現状』にまとめた¹⁶⁾。表3は、関東地方にある人口50万人以上100万人未満のA市の図書館で1ヶ月間にどれだけ電子書籍が貸出されたかを、年代別とデバイス別に整理したものであ

る。貸出件数の合計は1,480件、年代別にみると40歳から49歳が450件と最も多い。年代別とデバイスをクロスしてみると70歳から79歳のWindows使用者が226件と最も多い。電子図書館の利用にはパソコンやタブレット端末を操作しなくてはならないことから高齢者の利用は少ないと想像しがちだが実は他の自治体でも60歳以上の利用が一定数あることがわかった。高齢で足腰が弱くなり、体に障害が生じて図書館に行くことができなくなった人にとって、むしろ電子図書館は有益なサービスなのである。

(8) 仮想本棚

仮想本棚は、公立図書館で所蔵している図書等をあたかも本棚に並んでいるように見ることが出来る機能である。神戸市立図書館では2023年から提供を開始している¹⁷⁾。図書等が実際の図書館の本棚の並びとは異なるがWeb上の本棚に並んでいる。図書等の表紙を見たいときに便利な機能である。

(9) チャットボットサービス

2022年に東京都立図書館では、都立図書館の施設利用と資料の活用に関する案内を行うため、チャットボットサービス「都立図書館利用案内Q&A」を開始した。使い方は、都立図書館ウェブページの右下に表示されるアイコンをクリックし、チャットボットを起動する。質問したい内容のカテゴリを選択するか、質問を入力すると、AIによる自然言語分析技術を用いて内容を分析して、回答が表示される¹⁸⁾。簡単な質問を図書館に電話やメールで行うのは手間になる場合があることからチャットボットのようなシステムは便利である。

(10) バーチャル図書館

筆者が、自治体の図書館基本構想や基本計画策定に関する市民ワークショップに参加していると、図書館のあり方のひとつとして参加者から「バーチャル図書館」を挙げられることがある。AR（拡張現実）とVR（仮想現実）は、まるで現実であるかのような空間を映し出す技術であり、今後ますます発展し、私たちに身近なものとなっていこう。図書館もARやVRの技術を取り入れることがあるかもしれない。このようなバーチャルな図書館を考えるにあたっては、2020年に図書館流通センターが仮想空間図書館（バーチャル図書館）βを公開したことが、参考になる¹⁹⁾。実際にこの仮想空間図書館（バーチャル図書館）βを操作すると画面に仮想の図書館が表示され「ギャラリー」に進むと本の表紙が何点か展示されている。その中の梶井基次郎の『檸檬』をクリックすると「読む」ボタンが表示され押すと読むことができる。

3 問題点

デジタル化の進展に伴い、公立図書館ではどのような変化が生じ始めているのか事例を示したが、問題点が大きく2点ある。1点目は、自治体の中での位置づけである。2点目は、実証実験の機会と水平展開（横展開）が少ないことである。

(1) 自治体の中での位置づけ

自治体は、人口減少に伴い、自治体全体として行政サービスを今より少ない人員で提供することになることから役所全体としてDXの推進が求められる。国が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）

推進計画に基づき、自治体が策定している総合計画にはDXやICTの活用が明記されることが多くなってきた。図書館業界では、公立図書館のあり方の一つとして「地域の情報拠点としての図書館」と言われることがある。これは、1998年に文科省の生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会の図書館専門委員会の報告「図書館の情報化の必要性とその推進方策について」で示された文言である。ICTの活用により公立図書館が「地域の情報拠点」として住民の生涯学習施設である公立図書館が情報サービスを提供するうえで期待されている。自治体の総合計画でそもそも公立図書館について記載がないことがある。そして、総合計画のDXの推進やICT活用の項目において公立図書館に触れていることは多くはない。自治体の総合計画に記載はなくても「情報化推進計画」等役所の情報政策課やデジタル情報室等のいわゆる自治体全体の情報化の計画と推進の中に公立図書館が組み込まなければならない。

今回2つの事例を紹介したつくば市では、市の課題解決に資する、未来技術の実証実験の提案を年間を通じて受け付ける「ワンストップ相談窓口」を開設しており、実証実験の実現に向けて支援する「つくば市未来共創プロジェクト事業」を実施している²⁰⁾。公立図書館単独でDXを考えるのではなく、自治体全体として位置づけなければならない。

(2) 実証実験の機会と水平展開（横展開）が少ない

新しいサービスの早期の社会実装のためには、実証実験が必要である。開発をする企業等は関係者以外の多くの人に操作してもらい反応を得ることでよりよいモノをつくること

ができる。その場として公立図書館等の公共施設は有効であるが、実施している館は多くはなく特定の公立図書館が多い。自治体がロボットやICTを活用した仕組みを導入する際にはそれなりのお金が必要であり、それは首長や財政課を納得させる予算要求をしなければならない。実証実験は、自治体としては予算要求の前に行うことで導入効果はコストに見合うのか検討できる。開発をする企業側にとっては、問題点を明らかにすることができる。

表1と表2で示した事例で水平展開（横展開）があるとみなしてもよいのは、表2の番号1「マイナンバーカードの利用」、番号6「デジタルアーカイブ」、番号7「電子図書館」くらいである。中でも電子図書館がわかりやすい例である。適切な表現ではないが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によって従来の来館を前提としたサービスを提供できないことから、非来館型サービスのひとつとして注目されサービスとして提供する公立図書館が増えた。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した自治体も多い。

水平展開（横展開）が少ないのは、公立図書館はそれぞれの図書館が設置されている地域に応じて多様性があるため、そのまま適用できない場合が考えられる。しかし、蔵書点検や館内清掃の機械化は、人でなければならない仕事に人的資源を振り分けることができる。水平展開（横展開）が増えれば国内の公立図書館全体としてDXの一段の推進につながる。

4 課題

課題としては、図書館DXを推進する体制の整備がある。体制については、大きく4点ある。

(1) 図書館長のリーダーシップ

最低限必要な図書館サービスを守るだけでなく、公立図書館をより多くの住民に利用される手段として前向きに捉えることが求められる。その時に組織の長である図書館長がリスクを恐れず、改革に取り組んでいく姿勢を示す必要がある。そして、職員の積極的な挑戦を受け入れ、変化に柔軟な組織風土を形成できれば、DXを進捗できる。

(2) ICTに明るい職員の配置

公立図書館で働いている職員は、ICTに明るいとは限らず苦手としている場合もある。自治体の規模が小さくないと職員の人手は少なく、図書館システムのことは業者任せになることもある。そうするとDXの推進は容易ではない。そこで、自治体の情報政策課等に在籍しているICTに明るい職員を公立図書館に異動等で配置することで職場全体として底上げを目指す。もし、自治体内でICTに明るい職員が不足している場合には、外部人材の採用を検討することが必要である。

(3) 外部との連携

公立図書館は行政サービスの出先機関であることから、物理的に役所から離れているため、DX推進には情報政策課等との日ごろからの密な連絡・調整は必要である。そして、企業や研究機関が開発・研究している商品やサービスの最新情報を営業担当者等から収集

し、活用可能性を検討することが必要である。あわせて、デジタル庁等の国の動向を注視することが求められる。

(4) アーリーアダプターの意識

一時期マスコミに取り上げられたChatGPTは、私はすぐ操作していた。というのも公立図書館では無料で、情報や資料を求めている住民を支援するレファレンス・サービスを行っている。ChatGPTの回答の精度がよければ図書館で提供しているレファレンス・サービスを利用する住民は減るのではないかと、ChatGPTが得意なこと、苦手なことはどのようなことか気になった。図書館の職員にChatGPTについて話をすると、そもそも使っていない、全拒否されることがあった。ChatGPTのような生成AIに限らず、何か新しいモノが登場したら職員ひとりひとりが何が話題になっているのか、問題になっているのか知るために、早めに試しに触れる意識が求められる。

5 おわりに

日本は、まだ全面的にDX移行ができていない。よって、図書館業界でもDX移行が遅れている。公立図書館のDX推進に向けて前向きに検討できる事例を示したが、公共施設ということでは、そもそもインターネット環境を持ってない、持つのが容易ではない住民に対して、公立図書館がセーフティネットになることが考えられる。具体的には、国内ではスマートフォンが普及しているが毎月の料金の支払いが厳しい者がいるだろう。そうすると、通信料を節約するために、無料でWi-Fiが使用できる場所を探す。現在、公立

図書館が無料でWi-Fiを提供することが増えつつあるが今後さらに求められる。また、Wi-Fiだけではなく、スマートフォンを充電するための電源も使用できる席も必要になっていくだろう。DXの推進を進める一方で取り残される者はどれだけいるのか図書館業界というよりは世の中全体で考える必要がある。

注

- 1) “デジタルトランスフォーメーション [digital transformation]”, デジタル大辞泉, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>. (参照 2023-9-3).
- 2) デジタルトランスフォーメーションの加速に向けた研究会. “経産省/DXレポート2 中間取りまとめ (概要)”. 経済産業省. https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201228004/20201228004-3.pdf?_fsi=4U59QAgh. (参照 2023-9-3).
- 3) (地域発) 秋田県から 蔵書点検ロボ、図書館お助け ICタグ読み取り99.5%、横手市が実験, 朝日新聞, 夕刊, 2022年3月28日, 7面.
- 4) 本を満載、運搬お手伝い ロボット活用、つくばの図書館で検証, 朝日新聞, 朝刊, 2018年4月12日, 27面.
- 5) アイリスオーヤマ. “人とロボットの協働で、より清潔で心地よい図書館を実現”. アイリスオーヤマ. <https://www.irisohyama.co.jp/b2b/robotics/case-studies/whizi/case010/>. (参照 2023-9-3).
- 6) ◎十字街=1台3役お助けロボット 不知火美術館・図書館 宇城市, 熊本日日新聞, 朝刊, 2022年4月17日, 23面.
- 7) デジタル庁. “自治体におけるマイナンバーカードの活用事例：図書館カード”. デジタル庁. https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/local-government/mynumbercard-user-list/#library_card. (参照 2023-9-3).
- 8) 図書館 昼間も無人 機械で貸し出し・返却, 神奈川新聞, 朝刊, 2014年9月5日, 23面.
- 9) 図書館流通センター. “【全国初】Pepperで図書館の本が検索できます”. 図書館流通セン

- ター. https://www.trc.co.jp/information/pdf/20170328_release.pdf. (参照 2023-9-3).
- 10) おすすめ絵本、AIが探すよ 磐田の子育て支援施設、図書館に導入 / 静岡県, 朝日新聞, 朝刊, 2023年7月28日, 17面.
 - 11) つくば市. “令和4年度未来共創プロジェクト:6. つくば市立中央図書館向け図書返却ソリューションの実証実験 (三菱電機)”. つくば市. <https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/seisakuinnovationbusmartcitysenryakuka/gyomuannai/2/2/2/1014764.html>. (参照 2023-9-3).
 - 12) “デジタルアーカイブ【2023】 [カタカナ語・外来語【2023】]”. 現代用語の基礎知識, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>. (参照 2023-09-3).
 - 13) 越谷市. 越谷市デジタルアーカイブ. <https://adeac.jp/koshigaya-city-digital-archives/top/>. (参照 2023-9-3).
 - 14) 電子出版制作・流通協議会. “電子図書館 (電子書籍サービス) 実施図書館 (2023年07月01日)”. 電子出版制作・流通協議会. https://aeb.or.jp/Electronic_library_introduction_record.html. (参照 2023-9-3).
 - 15) 電子出版制作・流通協議会. “電流協アワード2023 決定、オンライン表彰イベント開催!”. 電子出版制作・流通協議会. https://aeb.or.jp/aeb_award2023.html. (参照 2023-9-3).
 - 16) 吉井潤. 公立図書館における電子図書館サービスの現状. 樹村房, 2022.
 - 17) 神戸市. “神戸の図書館が進化! 最新のサービスでさらに便利に!”. 神戸市公式note. <https://kobe-note.jp/n/n918b0d107bdc>. (参照 2023-9-3).
 - 18) 東京都立図書館. “チャットボットサービス「都立図書館利用案内Q&A」を開始します”. 東京都立図書館. https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/guide/information/6384_20220112.html. (参照 2023-9-3).
 - 19) 図書館流通センター. 仮想空間図書館 (バーチャル図書館) β. <https://www.vr-lib-trc.jp/>. (参照 2023-9-3).
 - 20) つくば市. “つくば市未来共創プロジェクト”. つくば市. <https://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/torikumi/kagaku/1014795/index.html>. (参照 2023-9-3).

●特集2 地域における公立図書館

民主主義のリテラシー

—アメリカと北欧の公共図書館における識字と対話のプログラム

小泉公乃 [こいずみまさのり]

筑波大学図書館情報メディア系准教授

現代における公共図書館の使命として、新たに包摂性と市民参加が強調されるなか、図書館先進各国では、民主主義の根幹となる識字と対話のリテラシーを支えるプログラムが推進されている。こうした事例の一部を紹介し、日本社会と公共図書館への示唆を得る。

1 深刻化する社会的分断と公共図書館の使命

公共図書館はあらゆる市民のための地域社会における知の拠点であり、コレクションを基礎とした情報へのアクセスの提供によって、市民の知る権利を保障してきた。これは、公共図書館における不変的かつ基本的な使命であるといえる。図書館や情報機関の国際的な組織である国際図書館連盟 (IFLA) は、1999年に「図書館と知的自由に関する声明 (IFLA Statement on Libraries and Intellectual Freedom)」を発表し、「知る権利と表現の自由が同一の原則を2つの側面から把握したもの」としたうえで、「知的自由を支持することが図書館情報専門職にとっての中核的責任である」と断言している¹⁾。また、アメリカでは、アメリカ図書館協会 (ALA) が提唱する「図書館の権利宣言 (Library Bill of Rights)」によって図書館の理念が示され

てきた。1939年に採択され、時代に応じて改正されてきたこの宣言は7つの基本方針を掲げ、アメリカの図書館サービスの指針となっている。2019年の改正では、情報化社会の発達を受けて第7条に個人のプライバシーに関する条項が追加された。また、第1条と第2条では、図書館のコレクションについて、どのような理由があっても排除されるべきではないことが示されており、情報へのアクセスを保障する機関としてのあり方が記述されている²⁾。このようにあらゆる人々に対する情報へのアクセスの保障は、公共図書館の中核的な使命となっているのである。

そして、現代においてこの公共図書館の使命は拡張してきている。2022年に改訂された国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) とIFLAが策定した「公共図書館宣言 (The IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022)」では、公共図書館の使命に関連する要素として、情報 (information)、識字 (literacy)、

の歴史は長く、1890年代に始まる。当時、都市部に住む農作業を必要としない子どもに対し、夏休み中の図書館の利用と読書を促し、読書の習慣を育む手段として展開された。サマーリーディングプログラムでは、主に楽しみのための読書を推進し、新たな世代の読者を育むこと目的としていた¹²⁾。公共図書館の理念にあるように、プログラムでは、様々な識字能力の段階にある、あらゆる属性の読者が参加することを奨励してきた。そして現在でも、この基本理念は変わっていない。

しかし、最近では、社会におけるその意義が変わりつつある。特に夏休み中に子どもたちに生じる可能性のある「サマーラーニングロス (summer learning loss)」や「サマーライド (summer slide)」と呼ばれる現象に対応することの意義が強調されるようになってきている。この現象は、夏休み中に十分な読書や学習の機会がない子どもたちが、夏休み明けに学校の勉強についていくことが難しくなるというものである。また、これは低所得層の家庭の子どもに特徴的であり、一般的な家庭の子どもと比較した場合、夏休みにおける学習機会に関する格差が広がるという問題も指摘されている。そして、アメリカの公共図書館では、平等な学習の機会を提供することを目指し、この「サマーリーディング」を拡充させた「サマーラーニング」へと移行するようになってきている¹³⁾。これは、読書の習慣を上手に作るができない子どもたちは、日常の経験や学習機会も大幅に欠如しているという問題に対処するために開発されてきたものである。

例えば、ニューヨーク公共図書館では、包括的なサマーラーニングプログラムを展開し

ている。これは、オンラインと対面を組み合わせ、読書をしたり、文章を書いたり、学習をしたり、身近なものを活用して絵を描いたり、工作をしたりするなど、読書・学習・芸術活動を総合的に支援するプログラムである。オンライン上でのサービスを受ける環境を整えるために、インターネット環境がない低所得者層に対して、無線LANの通信機器を無料で貸し出すサービスもある。また、サマーラーニングプログラムに関するキットも提供され、2021年には、年齢別に提供される内容は異なるが、主に本を1~2冊、学習キット、ストレスボールなどが入ったトートバッグを配布する取り組みが行われ、6万件ものバッグが配布された¹⁴⁾。

このように、夏休み期間の子どもの教育格差が識字能力や将来に深刻な影響を与えることから、その解決策として公共図書館のサマーリーディング・ラーニングプログラムが行われている。これにより、従来にも増して、低所得者層の子どもも含めたあらゆる子どもを対象にサービスをするという意義が強調されるようになってきているのである。

5 北欧におけるシェアードリーディング

読書が盛んな北欧では、教育現場で開発されてきたシェアードリーディング (shared reading) が、公共図書館においても市民や移民向けの新たな読書プログラムとして提供されてきている。公共図書館におけるシェアードリーディングは、識字能力の習得と社会的つながりを創出するための複数人での読書プログラムのひとつであり、その参加者が共に小説の一節と詩を順番に読み、その感想などを共有することを通して楽しく議論した

りするものである。例えば、筆者がノルウェーのオスロ市公共図書館で開催されたシェアードリーディングに参加したときに読む対象になっていた詩は、オーラヴ・H・ホーゲによる詩『真実 (ノルウェー語: Sanningi)』であった。これを読んで皆で一緒に議論をした際、ある参加者は、「真実は常にすべての人にとって真実であるわけではない」と述べた。そしてこの意見から議論は活発になり、アメリカの元大統領のドナルド・トランプ氏の発言やフェイクニュースのような現代の社会的な問題にまで議論が広がっていった。ひとつの詩を皆で読んで対話をするということが、現代における社会問題に関する活発な討論へとつながっていったのである¹⁵⁾。

現代の北欧において、このシェアードリーディングが重視されるようになってきたのは、移民の増加などによる社会分断が背景にある。移民の多くは、識字能力に問題を抱えるために、自分が新しく所属することになったコミュニティの言語を習得することが重要である。例えば、ノルウェーのオスロ市に移住してきた移民は、ノルウェー語を身に付け、ノルウェー社会で生きていく必要がある。したがって、オスロ市公共図書館のシェアードリーディングのプログラムには、ノルウェー語を学びたい移民も多く参加する。そうすることによって、同じプログラムに参加するノルウェー人との会話ができるようになり、自らのノルウェー語の識字能力も向上するからである。この市民と移民とのコミュニケーションが副次的に社会分断の解決につながる効果をも持つ。例えば、ある年配のノルウェー人男性は、シェアードリーディングに参加する前は、地域社会で移民を見ると怖く感じ、コミュニケーションをとるのを避けて

いた。しかし、このイベントに参加し、皆と一緒に移民の女性ともいくつかのトピックについて議論した後、その移民をよりよく知ることになり、この年配の方の移民に対する態度が変わったのである¹⁶⁾。このようにシェアードリーディングは、見知らぬ存在であったお互いに対して親近感を持ち、同時に移民は現地語を習得し、地域の絆がより強固なものになるという効果も持つのである。

6 その他の識字と対話のプログラム

北欧で活発なプログラムに言語カフェがある。これは、先に挙げたシェアードリーディングよりも、より気軽に移民が新しく所属する国の言語を学ぶことができるプログラムである。例えば、北欧の国々では、公共図書館の机と椅子のあるフリースペースで、その国で生まれ育った市民がコーヒーやお茶などを用意して、言語や文化を学びたい移民の人たちと会話を楽しめるプログラムが用意されている。移民はこのプログラムの対話を通して、言語の学習機会を無料で得ることになる⁶⁾¹⁶⁾¹⁷⁾。また言語カフェに似たものとして、宿題カフェもある。例えば、デンマークの公共図書館では、移民へのサービスとして、デンマーク語の識字とともに学習の支援を行っている¹⁶⁾。その他に、フィンランドでは、ニュースカフェが提供されており、これは同様の形式でその日のニュースについて会話するプログラムとなっている⁶⁾。このように北欧では、識字と対話に関する多様なプログラムが展開されている。

また、アメリカに特徴的な公共図書館のプログラムとして、地域課題についてオンライン上で議論するイベントがある。例えば、ニ

ニューヨーク公共図書館では、大統領選挙前に地域課題に関する根拠が明確で誤情報の含まれないことを確認された記事が公共図書館のホームページ上で複数提供され、多様な民族的背景を持った市民による議論がそれらの記事に基づいてなされた¹⁸⁾。国や地域社会における課題を大統領選挙前に議論をすることで、社会課題についての知識を深めるとともに、議論の相手の顔が見えることで、社会分断における対立を緩和する可能性を持っている。その他に、ニューヨーク州の予備選挙の前にも、若者たちが選挙時に直面する課題、あるいはアフリカンアメリカンのコミュニティが選挙時に直面する課題といったパネルディスカッション「Your Voice Matters: Voting and Our Communities」が開催されていた¹⁹⁾。このように選挙に関連した議論のイベントが数多く開催され、民主主義のリテラシーが培われている。

7 欧米の事例からみる日本社会と公共図書館に対する示唆

日本の公共図書館において、読書推進のためのプログラムは重視されているが、識字と対話のプログラムは明示的に重視されてこなかった。この背景には、日本国民の識字率の高さや対話を基礎とした民主的社会的な重要性についての認識の欠如などがある。しかし近年では、在留外国人の増加や若者の投票率の低さ、さらには深刻な民主主義のリテラシーの不足などが指摘されているように、日本の状況は大きく変わりつつある。民主主義の根幹である識字と対話のリテラシーは、日本社会においても重要性が増しているのである。日本の公共図書館における低所得層の家

庭の子どもへのプログラムや在留外国人を対象としたプログラムはいまだ十分とはいえないが、選挙権年齢の引き下げを契機として若者への主権者教育を目的とした識字と対話のプログラムが検討され始めている。

本稿でみてきた欧米諸国における識字と対話のプログラムは、政策的な民主主義の醸成に関する取り組みを背景として、あらゆる市民を対象に、図書館の規模を問わず地域の公共図書館でも実施されているものである。国民の識字能力の水準は十分であっても、民主的な社会の基盤となる対話のスキルが不十分であるとされる日本社会において、こうした民主主義に関するリテラシー支援は、増加する在留外国人への無理解や無関心による社会分断を生まないためにもより一層重要となる。公共図書館が、識字と対話のプログラムを小規模であっても着実に実施することによって、国際化と人口減少社会の日本における市民の基礎的な民主主義のリテラシーを支えることができるのである。

謝辞

本稿はJSPS科研費20H04479の助成を受けた研究の成果を基礎としたものです。

注・引用文献

- 1) International Federation of Library Associations and Institutions (IFLA). IFLA 図書館と知的自由に関する宣言. International Federation of Library Associations and Institutions (IFLA), 1999, 1p. https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/faife/statements/iflastat_ja.pdf.
- 2) アメリカ図書館協会. “図書館の権利宣言: Library Bill of Rights”. 日本図書館協会. <http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/966/Default.aspx>. (参照 2023-08-27).
- 3) Krass, Ulrike; Allen, Margaret; White, Elizabeth; Cybelle Ferrari, Adriana; Brigant,

- Annie; Prucková, Lenka; Tarandova, Spaska; Omella i Claparols, Ester; McGuire, Claire; International Federation of Library Associations and Institutions (IFLA). The IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022. IFLA Publications, 2022, 4p. <https://repository.ifla.org/handle/123456789/2006>. (参照 2023-08-16).
- 4) 出入国在留管理庁. “令和4年6月末現在における在留外国人人数について”. 出入国在留管理庁. https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00028.html. (参照 2023-08-27).
- 5) OECD. Poor Children in Rich Countries: Why We Need Policy Action. Paris, OECD, 2018, 8p. <https://www.oecd.org/els/family/Poor-children-in-rich-countries-Policy-brief-2018.pdf>.
- 6) 吉田右子, 小泉公乃, 坂田ヘントネン亜希. フィンランド公共図書館: 躍進の秘密. 東京, 新評論, 2019. ISBN9784794811394.
- 7) The Ministry of Culture, The Ministry of Education and Research. National strategy for libraries 2020-2023: A space for democracy and self-cultivation. Ministry of Culture (Norway), 2019. <https://www.regjeringen.no/en/dokumenter/national-strategy-for-libraries-2020-2023---a-space-for-democracy-and-self-cultivation/id2667015/>. (参照 2023-08-16).
- 8) Institute of Museum and Library Services. IMLS Strategic Plan: FY 2022-2026. Institute of Museum and Library Services, 2022, 21p. <https://www.imls.gov/about-us/strategic-plan>. (参照 2023-08-27).
- 9) The Regents Advisory Council on Libraries. Creating the Future: A 2020 Vision and Plan for Library Service in New York State. New York State Library, 2020, 20p. <https://www.nysl.nysed.gov/libdev/rac/2020final/2020final.pdf>.
- 10) Barchas-Lichtenstein, J.; Norlander, R.; Voiklis, J.; Nock, K.; Fraser, J.; Danter, E.. National Impact of Library Public Programs Assessment: Summative Report. Chicago: American Library Association & New Knowledge Organization Ltd., 2019, 59p. <https://nilppa.org/wp-content/uploads/2019/07/NILPPA-Summative-Report.pdf>.

- 11) 小泉公乃. “21世紀における社会分断克服空間としての図書館に関する総合的研究(基盤研究B)”. KAKEN. <https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-20H04479/>. (参照 2023-08-27).
- 12) The Association for Library Service to Children. “Summer Reading and Learning for Children”. ALA | Summer Reading and Learning. <https://www.ala.org/ala/alsc/alscresources/summerreading/summerreading.htm>. (参照 2023-08-20).
- 13) Caputo, Christine; Estrovitz, Christy. More than Just Summer Reading: The Shift to “Summer Learning”. Children & Libraries: Chicago, 2017, vol. 15, no. 1, p. 3-6. <http://dx.doi.org/10.5860/cal.15n1.03>.
- 14) The New York Public Library. “The New York Public Library to Give Away More Than 60,000 Summer Book Kits to NYC Families Beginning July 12”. The New York Public Library. <https://www.nypl.org/press/new-york-public-library-give-away-more-60000-summer-book-kits-nyc-families-beginning-july-12>. (参照 2023-08-27).
- 15) Koizumi, Masanori; Larsen, Håkon. Democratic librarianship in the Nordic model. Journal of Librarianship and Information Science, 2023, vol. 55, no. 1, p. 208-217. <https://doi.org/10.1177/09610006211069673>.
- 16) 吉田右子. デンマークのにぎやかな公共図書館: 平等・共有・セルフヘルプを実現する場所. 東京, 新評論, 2010, 264p. ISBN9784794808493.
- 17) マグヌスセン矢部直美, 吉田右子, 和気尚美. 文化を育むノルウェーの図書館: 物語・ことば・知識が踊る空間. 東京, 新評論, 2013, 299p. ISBN9784794809414.
- 18) The New York Public Library. “Online Article Discussion”. 2021. <https://www.nypl.org/events/calendar>. (参照 2023-08-27).
- 19) The New York Public Library. “Your Voice Matters: Voting and Our Communities”. The New York Public Library. <https://www.nypl.org/voter-information/community-panel-discussions>. (参照 2023-08-27).

●特集2 地域における公立図書館

地域における図書館の配置・ネットワークを考える

中井孝幸 [なかい たかゆき]

愛知工業大学工学部建築学科教授

公共施設の管理計画の策定や、コンパクトシティ実現に向けた計画等が進む中、図書館の再編や集約、他機能との複合化が行われ、新しい図書館が各地で計画されている。今までの利用圏域構造と配置計画を概観した上で、新設図書館の利用状況を分析し、これからの図書館の果たすべき役割を考える。

1 はじめに

図書館を含む公共施設の計画に関して、2012年12月に起きた笹子トンネル天井板崩落事故により、インフラ設備などの老朽化が顕在化し、総務省から公共施設の老朽化や人口減少による利用需要を点検する意味でも、「公共施設等総合管理計画」の策定が求められた。また、2014年8月都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画制度によるコンパクトシティの実現が目指され、全国の自治体で中心市街地に図書館を含む複合施設が数多く計画されている。

こうした中、市町村合併も進み、図書館の再編や集約、他機能との複合化が行われ、老朽化に伴う新築移転、既存施設の改修などにより、新しい図書館が各地で計画されている。様々な意見はあるが、武雄市図書館のリニューアルは、構造や設備のみならず、新しい機能や利便性を向上させるために、書架の

入れ替えや増設、カフェの設置などを行い、これを受けて「にぎわい」の創出を期待した図書館整備が全国で増加したといえる。

一方で、2011年3月の東日本大震災は、公共施設の施設計画に非常に大きな影響を与え、また近年の豪雨災害による水害被害も施設の立地や配置はもちろんのこと、階構成などにも大きな影響を与えているといえる。これらに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応で、小中学校では児童生徒にタブレット端末が配布され、ICTなどのデジタル化も進んでおり、図書館への期待も多岐にわたっている。本稿では、今までの図書館施設の計画論から、新しく整備された図書館の利用状況を踏まえ、これからの図書館の果たすべき役割について論考していく。

2 図書館の利用圏域構造と配置計画

今まで、建築計画学分野で考えられてき

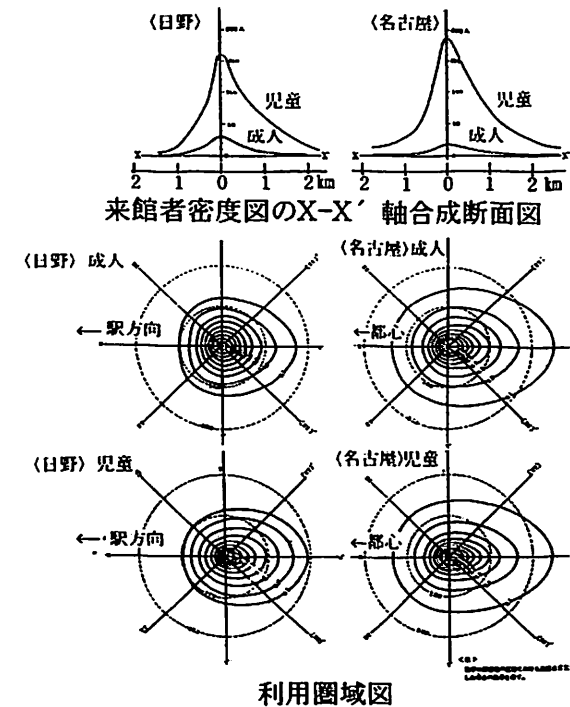


図1 卵形利用圏域図¹⁾

た図書館の配置計画について、都市部と地方都市での調査研究に基づく利用圏域の広がり方から概観する。

1) 多様な利用を支えるネットワークづくり

公共図書館は、「だれでも、どこでも、いつでも」を基本に、無料で、時間制限や入館制限もなく利用できる。こうしたサービスを1館で行うのではなく、地域に対して従来は、身近な地域図書館(分館)や移動図書館(ブックモバイル:以下BM)、次いで地域中心館(中央館)、県立などの広域参考図書館などを段階的にかつ階層的に整備してきた。

近年、図書館の未設置地域が解消され、自治体の設置率も上がってきている。また、市区立の既存施設の建替えも多く、開架冊数が20万冊を超える地域中心館も増えてきた。しかし、全国平均でみると年間人口一人当たりの貸出冊数(貸出密度)は5冊程度であり、

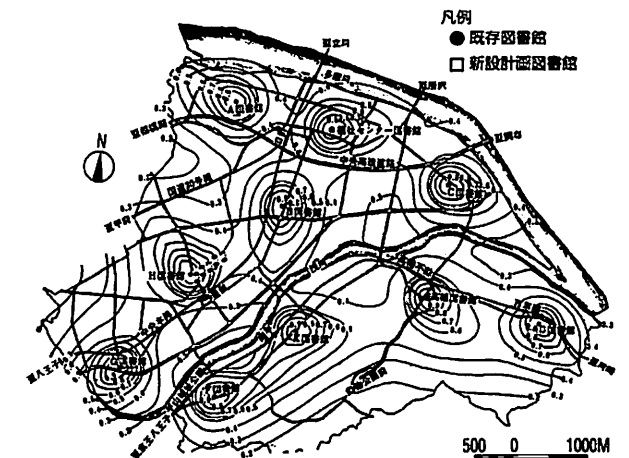


図2 卵形利用圏域を利用した分館網計画¹⁾

北欧の約20冊には遠く及んでいない状況である。

2) 地域図書館(分館)の利用圏域

地域に対しどの規模の図書館をどこに配置すればよいのか、その地域計画を検討するために地勢や人口分布などを考慮し、利用圏域をモデル化して計画する手法がある。栗原嘉一郎らは、東京日野市、名古屋市などの分館で調査を行い、図書館利用率の指標として「来館者密度(地区人口1000人・一週間当たりの来館者数)」を用いて、その高低分布を等高線で表した利用圏域図を作成した¹⁾。利用圏域は同心円状に広がるのではなく、図書館を挟んで都心に近い側と逆側では図書館までの距離に対する抵抗感が異なるため、都心方向とは逆側に卵形に広がる「卵形利用圏域」が有名である(図1)。このモデルを用いた分館網計画(図2)やBMによる図書館ネットワークシステムが提案されているが、設定される利用圏域は1.5~2kmであった¹⁾。

3) 地方中小都市における図書館の利用圏域

1990年代に行った拙稿の調査研究²⁾におい

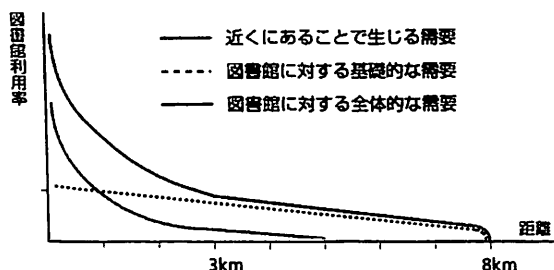


図3 利用圏の二重構造²⁾

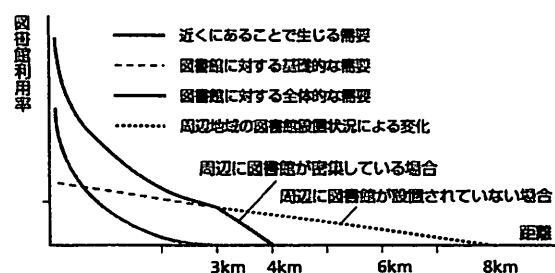


図4 周辺地域の図書館設置と利用圏²⁾

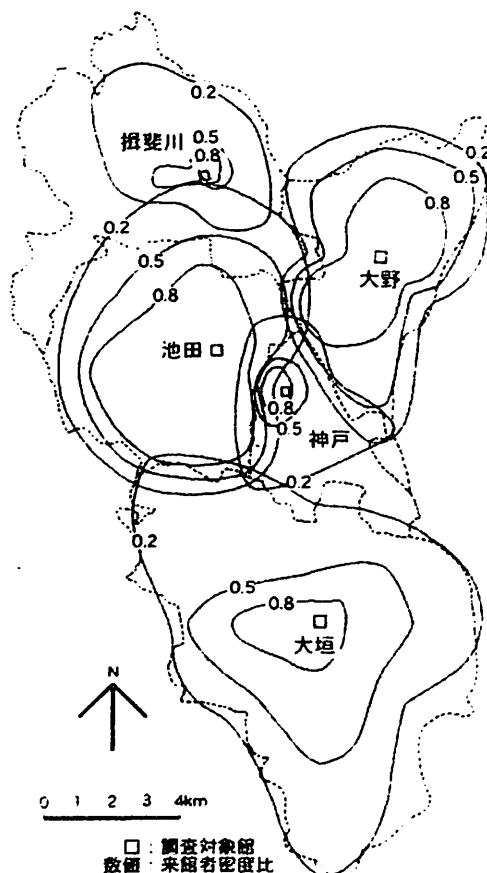


図5 利用圏の重なり²⁾

て、従来の重力モデル（利用率は距離の2乗に反比例する）では、3kmで施設利用率は0に近づくと考えられてきたが、地方都市では日常的生活圏もマイカーを利用しているため利用距離は10kmを超えるなど、かなり広範化していた。

地方都市の図書館利用圏域は、近くにあることで誘引される「距離の影響を強く受ける利用」と、車利用による距離に対する抵抗感が低減されて遠方から来館する「距離の影響をあまり受けない図書館に対する基礎的な需要による利用」の大きく二つの利用者層に分けられる（図3）二重構造となっていた。

蔵書冊数が増えれば、館近傍よりも「距離の影響を受けない」利用者層が伸び、利用圏域が広がることが整理されている。一方、周辺に蔵書の多い図書館が密集している地域では利用圏域が広がらず、図書館設置率が低いあるいは周辺に比べて規模が大きい場合は利用圏域が広がるなど、各館の利用圏域は蔵書冊数や周辺地域の図書館設置状況の影響を受けて、固有の広がりを示している（図4）²⁾。

4) 地域に対する図書館の配置計画の考え方

地方都市では利用者は周辺地域にある複数の図書館を使い分けており、利用圏域は複雑に重なり合っている（図5）。利用者は各図書館の施設サービスの内容をきちんと判断して、居住地にある図書館を使わない利用者も少なからずいる。相対的に人口も少ない地域では図書館も小規模となる場合が多く、利用圏域の考察から「近さ」が誘引する範囲は3kmが限界であり、一館だけで利用圏域を3km以遠まで広げなければならない場合、供給されたサービスが利用者の「需要を引っ張る」ように図書館の魅力が高める必要がある。

そこで、生活圏がモータリゼーションの発達で拡大化していることを前提にすれば、平均的な図書館をばらまくより、多少疎らでも各館で独自の高度な施設サービスを提供し、生活圏内に利用の選択肢を数多く用意し、地域で「機能分担」することも可能ではないかと考えた（図6）²⁾。

このように、地域の実情に応じて丁寧に計画する必要があると整理した。

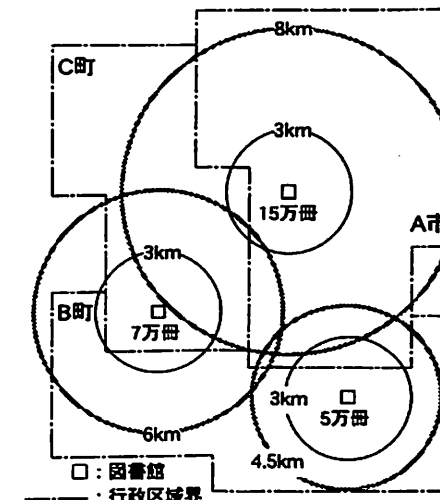
3 地域全体での図書館サービスの機能分担

図書館の新設においては、既存の図書館との関係性も重要なテーマとなる。地域性や図書館の設置状況によっても異なるが、中央図書館が新設されると同時に、魅力的な蔵書も中央図書館に集約されることが多く、これがきっかけで地域図書館や分館の利用が減少することもあり得る。そうした中、中央館（本館）をはじめ、地域館や分館を魅力的に活用している実践例を報告する。

1) 東近江市立図書館

滋賀県は独自の図書館振興策を持つ先進地で、補助を受けるには周辺市町村には図書を貸し出さない決まりがあった。そうした中、1市6町が合併して2006年に東近江市が誕生し、今まで使えなかった隣町の図書館が使えるようになった。当初、市内に7館も不要とのことで1館閉館したが、住民からの声で規模を縮小して他施設内に復活し、さらにもう1館は中学校と複合して再整備された。

そこで、図書館は各館の特性を活かして、蔵書の多い八日市図書館、CD・DVDは湖東図書館、医療や薬の本は病院に近い能登川図書館、絵本などの児童書は永源寺図書館な



広域での集中配置によるモデル

図6 利用圏域の二重構造を用いた地域計画²⁾

ど、各館の蔵書構成に特長を持たせて機能分担を行った。利用者は最寄りの図書館を使いながら、蔵書に特色のある図書館を自分の興味に応じて複数の図書館を使い分け（図7）、同日に2館以上を使うハシゴ利用も行っている³⁾。たとえ規模が小さくても、ネットワーク全体の中で機能分担し、蔵書に特色ある魅力的なサービスを提供することで、利用者にとって多様な選択肢を残すことが重要となる。

2) 島根県海士町「島まるごと図書館構想」

島根県海士町は、隠岐4島のうちの1つで、島民の4割が65歳以上という超少子高齢化が進み、平成の大合併で市町村合併はせず、自立の道を選んだ。島の再生を目指し、教育などの「人づくり」を中心とした取り組みを行い、島民の生活の質の向上だけでなく、島外からの移住者を呼び込むことに成功。起業を目指して島に移住してきた新住民が、図書館がないと町に要望した。

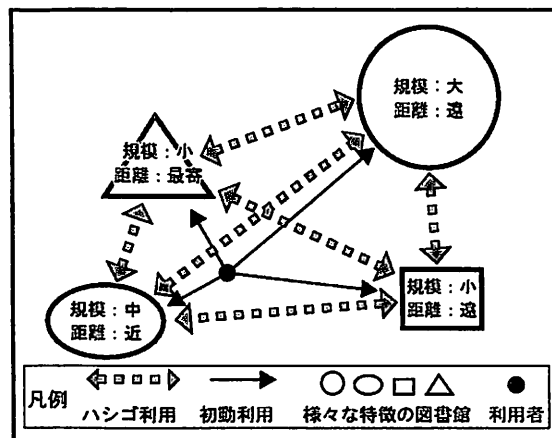


図7 相対的な使い分け利用 (東近江市)³⁾

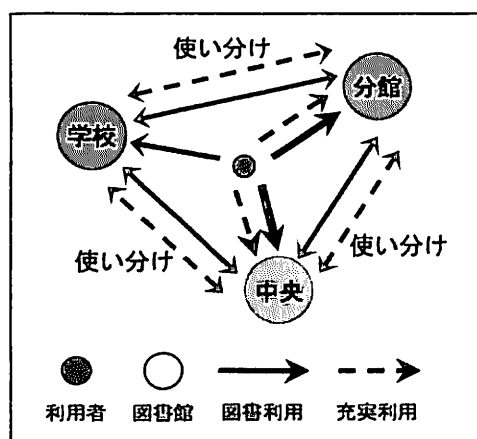


図8 充実利用を含む使い分け利用 (海士町)⁴⁾

そこで、2007年11月より小学校・中学校などの学校図書館に図書館司書を派遣して図書館を充実させ、保育園、公民館、高齢者福祉施設、フェリー乗場に「分館」と位置づけ小さな本棚を置き、その本棚の図書を司書が定期的に変え、分館はセルフで貸出返却を行うなど、島全体をひとつの図書館とする「島まるごと図書館構想」が始まった。小さな図書館分館がネットワーク化されることで図書館のなかった島でも、貸出利用に加え施設毎に「充実利用」(図8)などの利用が増え⁴⁾、2010年に中央図書館が設置、2019年に

初めて地域住民の住み開きによる家庭文庫型の分館が整備され、2021年7月時点で分館は26館となり、柔軟でユニークな分館運営が継続して行われ、日々増殖している。

3) 地域全体で考える機能分担と機能連携

1990年代の調査研究の成果から、広域における機能分担を導き出したが、東近江市では蔵書構成や空間などの施設サービスによって機能分担を行っている。一方、海士町では児童用図書は学校図書館に集約するなどの機能分担も行い、小さな最寄りの図書館分館の利用をきっかけにして、島全体で連携した図書館サービスにつながっていく手法が実践されている。

このように、整備する図書館を単体・単独として捉えるのではなく、今後は地域全体、広域なエリア全体で捉えて施設サービスの提供を検討する必要がある。

4 多機能融合型図書館における利用行動

日本図書館協会図書館施設委員会で調査している新しい図書館の整備状況に関する調査では、複合施設が2018年72%、2019年度94%、2020年度77%、2021年度は85%、4年間の平均で81%となるなど、地域に限らず最近の新しい図書館は、複合施設の占める割合が高くなっている⁵⁾。

今まで、地方都市部の図書館を含む複合施設において、図書館利用者はもちろんのこと、複合施設利用者も対象にした調査研究をいくつか行ってきた。ここでは、図書館を含む複合施設の事例紹介も兼ねて、図書館や施設全体に対して土曜日一日に行った来館者アンケート調査、館内のどこでどのように利用

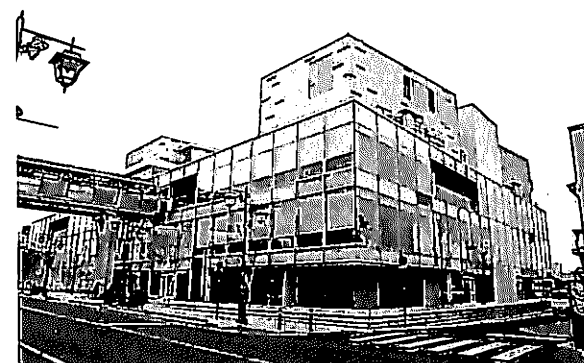


写真1 えんぱーくの外観



写真2 子育て支援センターと児童開架のデスク

者が滞在して利用しているのかをみた行動観察調査の結果もいくつか報告する。

1) 塩尻市市民交流センター「えんぱーく」(塩尻市立図書館)

長野県塩尻市の中心市街地の大門商店街に面した「えんぱーく」は、図書館、子育て支援・青少年交流、シニア活動支援、ビジネス支援、市民活動支援の5つの重点分野が複合した市街地再開発ビルで2010年7月に開館し、塩尻市立図書館の中央館でもある(写真1、2)。壁柱で支えられた4つの大きな吹き抜けを持ち、上階に商工会議所や一般企業のオフィス、歯科クリニック、音楽練習室、1階に飲食店が入る複合建築物である。施設全体の9割を市が所有し、共用部分も含めて施設機能が全体的にゆるやかにつながっている⁶⁾。駐車場は、道路を挟んだ市営駐車場が6時間無料。

児童開架室の横に子育て支援センターがあり、公民館機能のあるフロアには市民が自由に利用できるフリースペースが用意され、いくつかの機能が図書館と連携してサービスを提供している。図書館は1、2階で、BDSにより図書館ゾーンは区画されているが、壁や

ガラスによる仕切りはなく、3階までは全体的に図書館のような雰囲気である。共用空間のフリーコミュニティや市民サロンでは、イベントやグループでの打ち合わせをはじめ、友人たちとの勉強や囲碁、パソコンなど様々な活動が行われていた⁶⁾。

2) 安城市中心市街地拠点施設「アンフォーレ」(安城市図書館)

愛知県安城市のアンフォーレは、JR安城駅から約400m離れた旧病院移転跡地に、図書館情報館とホールがある本館、スーパーとカルチャーセンターのある南館、その間の立体駐車場を含む複合施設で、PFI事業と定期借地権事業との一体的な実施により、2017年6月に開館した(写真3、4)。本館の地下1階はホール、1階はエントランス、証明・旅券窓口センター、地ビールが飲めるカフェ、多目的室、2~4階が図書館情報館となっている。2階は新聞雑誌と児童開架があるため、NPO法人が運営する子育て支援施設、3階にはビジネス支援のコーナーが隣接している。

ユニークなのが、エントランスのフリースペースは10円/m²で利用できるため、出店やマルシェなど市民が自由にフロアを借りて



写真3 アンフォーレの外観



写真4 4層吹き抜けのエントランスホール



写真5 愛知川図書館とやすらぎ公園



写真6 地域資料コーナー

活動し、4層吹き抜けのため施設全体に「にぎわい」のある空間となっている。開館当初は、全フロア飲食OKであったが、コロナ禍では食事は控えてもらっているとのこと。立体駐車場からは2階の出入り口でつながっており、吹き抜けに面した回り階段もよく利用され、2~4階の各図書館フロアに様々な利用者層の人たちが偏りなく滞在している⁶⁾。

3) 複合施設における利用と施設機能のつながり

複合施設での調査では、施設全体の利用者にもアンケートを配布するが、約8割の来館者が図書館を利用している。そのうち、ついで利用は15%程度である。複合施設として計画すると、相乗効果で図書館利用が急増するのではないかと期待されるが、実際には同日に2つの施設機能を使う人は非常に少ない。よい図書館施設をつくらないと、ついで利用で利用者が増えることはないといえる。また、施設機能同士が明確に壁や階で仕切られていると、共用部も単なる通過動線となり、各施設機能で利用者層が固定化されやすく、各利用者層の混ざり合いも少ないといえる。一方、えんぱーくは、壁やガラスで各機能

が仕切られておらず、ゆるやかにつながっているため、図書館を含むついで利用が約3割と他の施設に比べて高く、図書館と共用部を含めて、各階に様々な利用者層が混在して利用していた⁶⁾。

各利用者層の混ざり合いやついで利用の割合は、このように施設機能のつながり方や空間構成で変わるかもしれないが、これは今後の研究課題でもある。

4) 駅前など中心市街地への図書館立地と駐車場問題

地方都市での施設利用には、交通手段が大きな影響を与えている。地方都市の駅前に立地した図書館でも車での利用が多いため、駐車場の台数が少なく、1時間無料など時間制限が厳しいと、主婦層の車での利用が少なくなり、その結果、親と同伴が多い児童層の利用も少なくなる事例も見受けられる⁷⁾。

最近では、ウォークアブルなまちづくりが叫ばれているが、公共交通機関が未整備な地域では移動手段が限られ、利用者の施設へのアクセシビリティに大きく影響するため、地域の実情も踏まえて総合的に計画する必要がある。

5 地域の歴史と文化を「記憶」する図書館

図書館の基本的な役割の一つとして、地域の歴史や文化に関する情報や資料を収集し、利用者に提供することが考えられる。また、図書館が立地する地域の気候風土や産業もそれぞれ異なるため、各地域の実情に合わせて、図書館サービスを検討する必要がある。地域の様々な情報が、どのように記憶され、利用者に提供されているのかについてみていく。

1) 愛知川図書館・びんてまりの館（滋賀県）

滋賀県愛荘町の愛知川図書館は、郷土資料館でもある「びんてまりの館」と併設して計画され、2000年12月に開館（写真5、6）。施設の隣に大きなやすらぎ公園という開館当時はフィールドアスレチック遊具のある芝生広場があり、中庭のパティオも含めて、屋外施設が充実している。

この愛知川図書館は、徹底した地域資料の収集が特徴で、毎日の新聞の折り込みチラシを保存していることでも全国的に有名である。チラシを20年間集めると、20年後に地域を調べる利用者にとって、立派な地域資料

になるとのことであった。また、住民たちが見つけてくる愛知川のまちに関する情報をカードに記載してもらった「まちのこしカード」というものがある。愛知川は比較的に新しいまちのため、未来の利用者のために、今の愛知川を図書館が記憶している。

また、小学校の総合学習などで子どもたちが地域を調べてまとめた冊子なども、郷土資料として収集・保管している。私たちが行った利用調査では、子どもたちの図書館への親近感が増しているためか、愛知川は児童のひとり・友人たちとの来館が16%と高く、他の図書館が1%程度に比べると、今まで調査してきた50館以上の公共図書館の中で最多であった⁸⁾。利用行動を観察すると、子どもたちは何度も図書館と外の芝生広場を交互に利用しており、施設を使いこなしている印象を受けた。

2) 恩納村文化情報センター（恩納村立図書館）

沖縄県の恩納村文化情報センターは、2015年4月に開館し、恩納村博物館に隣接しており、1階に観光情報フロアと多目的室、2階は図書情報フロア、3階は海を望む展望室からなる（写真7、8）。



写真7 恩納村文化情報センターの外観



写真8 観光情報フロアのマップナビ



写真9 ながはま文化福祉プラザの外観



写真10 長浜図書館の一般開架

非常にユニークなのが、観光情報フロアにある、「キオクバンク」という、恩納村で観光した旅の思い出の写真を観光客にSNSに登録してもらう取り組みである。1階の観光コーナーには、観光情報誌では得られない歴史的な風景や地元発信の地域情報をタッチパネル式の「キオクボード」で見ることができ、「キオクバンク」に集積された今の風景の写真も閲覧することが可能である。また、ブックストックの図書資料や観光情報も見ることができ、壁一面には「マップナビ」があり、恩納村だけでなく、周辺地域も含めた様々な観光の情報が、所狭しと張り出されている。

2階にある図書情報フロアは、児童書、一般書、郷土書の各コーナーがワンフロアで構成されており、2018年の訪問時には企画コーナーでサンゴが展示されていた。窓際は、海を一望できるカウンター席になっており、児童コーナーのおはなしの部屋は、海の中をイメージして、内側の壁面はコバルトブルーに塗られ、天井には青いアクリル板が積層されている不思議な空間である。

3) 未来への方舟として

カール・セーガンは、著書『COSMOS』（木村繁訳、朝日新聞社、1984年）の中で、図書館を「記憶の倉庫」と説明した。また、図書館は、「タイムカプセル」と呼ばれることもある。地域に愛される図書館は、一時的なにぎわいの創出だけでなく、20年後、30年後の利用者のために資料収集を行うことが必要である。

過去だけではなく生きた今の情報を収集して「記憶」し、現在だけではなく未来の利用者のために、編集して共有することも、図書館が果たすべき大きな役割ではないかと思う。

6 地域全体における新設移転のビフォー・アフターの図書館の利用動向

図書館を含む複合施設の整備に、アドバイザーや設計をサポートする立場で計画時から関わるが増え、新しい施設を建設するビフォー・アフターにおいて、利用状況を調査する機会を得ている。新しい施設ができれば、利用動向は大きく変わると予想されるが、その実際を報告する。

1) ながはま文化福祉プラザ（長浜図書館）

滋賀県の長浜図書館は、2019年12月に長浜まちづくりセンター、長浜市地域福祉センター、ながはま市民協働センターと複合した「ながはま文化福祉プラザ」の中に開館し、隣接する長浜商工会議所・長浜ビジネスサポートセンターの2つの建物で、人・文化・産業を創造する拠点「さざなみタウン」として整備された（写真9、10）。長浜市内の6つの図書館は、2019年までそれぞれの図書館がほぼ対等な関係として運営されていたが、新しい長浜図書館の開館を機に新館を中央館とする体制が変わっている。

ながはま文化福祉プラザは、1階に音楽室や音楽演劇活動室、調理室、和室、工作室、会議室、2階に軽運動が可能な防音仕様の多目的ホール、3階は地域福祉センターとなっている。長浜図書館は1、2階に位置し、1階は雑誌やよく読まれる図書、YAコーナー、2階は児童開架、一般開架、公開書庫、サイレントルームやミーティングルームが設けられており、塩尻のえんぱーくと同様に間仕切りが少なく、館内全体がゆるやかにつながっている。

長浜市では新旧の調査を長浜市内の6館で

2年間にわたって調査したが、新館での調査はコロナ禍の拡大と時期が重なってしまったこともあり、利用圏域の広がりには基本的に大きな変化は見られなかった⁹⁾。利用する図書館が変化しなかった利用者は約70%で、新規利用が約12%、利用する図書館が変化した利用者は約18%となった。変化した利用者のうち、再開利用者が多いのではないかと考えていたが、結果は5%と少ない結果となり、継続的に利用動向を注視したい。

2) 珠洲市民図書館・すずキッズランド

石川県奥能登地域の珠洲市に、2019年3月に珠洲市民図書館・すずキッズランドとして平屋建てで開館した。珠洲市民図書館は、子どもセンターと複合し、学習室、多目的室、ボランティア室、飲食可能なエントランスホールのすずなりラウンジなどで構成されている（写真11、12）。

珠洲市は過疎地域ではあるが、新しい図書館ができたことで、どのように地域全体の学習活動に影響を与えているのかをみるため、旧珠洲中央図書館を2018年に、新図書館は奥能登地域の輪島市立図書館（文化会館・福祉協議会・公民館・農民センター・道の駅）、

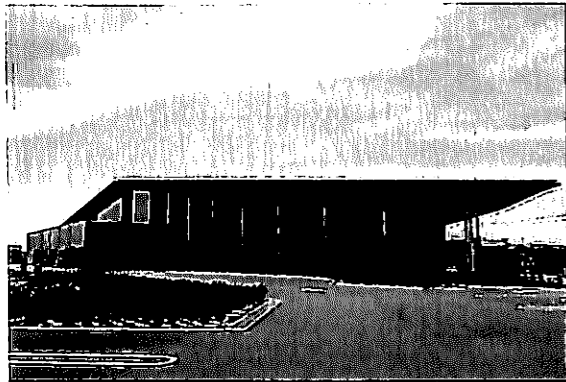


写真 11 珠洲市民図書館・すずキッズランドの外観



写真 12 珠洲市民図書館の児童開架

能登町立図書館（観光情報ステーション・公民館）、穴水町立図書館（公民館・多目的ホール・キッズルーム）で2021年に調査を行った。尚、珠洲市民図書館の調査当日、多目的室が『奥能登国際芸術祭 2020+』の会場であったため、芸術祭目的だけの来館者を除いた通常の利用者のみで分析を行った。

珠洲市民図書館の利用圏域は、市外からの利用が増えて広がり、市内でも新しい地区から利用がみられた¹⁰⁾。新設移転の利用図書館の変化について、変化なしの利用者が65%、変化した利用者は15%、新規利用者が20%となった。過疎地域でも新設移転を機に利用者は、利用目的や館内環境・図書の実用度などで施設サービスを選択していた。また、図書館やキッズランドを利用せず、すずなりラウンジでジュースを購入して飲食する親子連れもいた。多様な利用のできる共用部が、施設利用に限定されない新たな利用者層の居場所となるかもしれない、今後も注視したい。

3) ビフォー・アフターの利用動向について

長浜図書館と珠洲市民図書館での調査から、利用する図書館が変化しない利用者は65～70%で、新規利用や変化した利用者は30～

35%となることが整理された。新しい施設ができれば、利用が集中して他施設の利用が減少したり、偏ったりするのではないかと懸念していたが、今回の調査結果から利用状況を見ると、それがあまり起きていなかった。どちらかといえば、今まで利用していた図書館に、新しくできた図書館が追加され、利用する選択肢が増えたような印象である。しかし、ビフォー・アフターに関する調査事例はまだ少ないため、さらに調査対象を増やし、継続的に利用動向を確認していく必要がある。

7 おわりに

利用圏域の広がり方から、地域全体で機能分担や機能連携を図っている事例、各々の地域になくはならない存在として地域住民から愛され、利用されている多機能融合型の図書館を紹介してきた。一方で、地域人口に対して、他の公共施設に比べ高い数値であるが、図書館は約3割の住民しか利用していない¹¹⁾。この図書館を利用していない約7割の人口に対しても、親しみを持って、近づきやすくするためには、ハード面だけではなく、ソフト

面からのアプローチも重要である。

1) 図書館利用の「きっかけ」と「継続」

一時的な「きっかけ」創出だけでなく、地域に長く愛されて、使い込まれていくためには、図書館利用の「きっかけ」と「継続」が必要といえる。

新しい図書館を整備すると、①来館を促し興味を持ってもらうこと、②利用の選択肢を広げて親しみ・近づきやすくすること、③本の貸し借りだけでなく多様な学びの場を用意すること、④身近な場所のステップ（踏み台）から活動の範囲を広げることが、利用のきっかけとして重要と考えている。

また、その図書館利用を継続するためには、利用者の多種多様な学習活動に対して、①活動の見える化や拠点化を行い、②活動をアーカイブして記憶し、③活動の記憶はいつでもどこでも見ることができ、④活動の段階に応じた場所とサポートを確保することが、必要と考えている。

2) 地域全体で構築する多機能な施設づくりとネットワークづくり

新しく図書館を整備したからといって、地域の課題がすべて解決できるわけではない。そのためには、他の公共施設との連携も重要となってくる。また、既存施設をどのように活用するのも重要な検討項目である。1つの施設だけではなく、地域全体で構築したネットワークの中で図書館を捉え、機能分担や役割分担を検討し、機能連携や機能融合した活動の器を用意することも、ますます必要となってくる。

3) 図書館整備における「にぎわい」のまちへの展開

近年、複合施設の中に「カフェ」への要望が高くなっているが、開館して数年後に訪問すると、店舗が変わっていたり、閉じていることも多い。新しく図書館ができれば、一日で数千人が来館することもあるが、利用者の滞在時間は20～30分が多く、平均滞在時間も60分程度と利用者の入れ替えの回転が早いといえる¹¹⁾。滞在型利用として、滞在時間を長く伸ばすことだけが目標ではないが、多様な利用や様々な活動を図書館で展開してもらうために、工夫が必要となる。

また、調査した図書館や複合施設で職員の方々から話を聞くと、新しく施設ができて、非常にたくさんの利用者が来場しているが、そうした利用者が建物周辺の街や地域へ、広がっていないとの声をよく耳にする。過去の調査でも、図書館を利用した当日、複合施設内や建物周辺で購買したかどうかをアンケートで尋ねたことがあるが、購買した利用者は非常に少なかった。施設自体にできた新しい人流を、いかに周辺や地域へ広げるかも大きな課題であるといえる。

4) 有機的なつながりを持つ施設計画と配置計画

図書館は、「成長する有機体」といわれている。浦安市立中央図書館は、時代や地域のニーズに合わせて貸出型、滞在型、課題解決型利用、多機能融合型のサービスを行えるように増改築を続け、全国トップレベルの図書館サービスを提供している¹²⁾。図書館は利用者を選択されており、利用され続けるためには、利用者の利用の選択肢を広げ、地域の実情に鑑みて、集約してコンパクト化を図るの

か、つながりを持ちながら身近な場所に点在させるのか、丁寧に計画を検討するべきである。

図書館という「場」が、20年、30年と長きにわたり、地域の歴史や文化を記憶し、共有することで、地域住民の様々な活動の「場」になることを期待している。

参考文献

- 1) 栗原嘉一郎、篠塚宏三、中村恭三：『公共図書館の地域計画』、日本図書館協会、1977
- 2) 中井孝幸：「利用圏の二重構造に基づく疎住地の図書館計画に関する研究」学位論文、2000.7
- 3) 秋野崇大、中井孝幸：使い分け行動に基づく図書館の特色と利用者意識について—居場所としての図書館計画に関する研究その2、地域施設計画研究30、日本建築学会、pp.127-136、2012.7
- 4) 中井孝幸、大西桃子：「島まるごと図書館構想」における図書館の分散配置と発展的な使い分け利用に関する研究、日本建築学会技術報告集、第29巻、第72号、pp.958-963、2023.6
- 5) 日本図書館協会編：第43回図書館建築研修会（2022年度）、よい図書館をつくる—多機能融合型の図書館を考える、日本図書館協会、pp.10-24、2023.2

- 6) 村瀬久志、中井孝幸：図書館を含む複合施設の機能の立体的なつながりからみた利用者の活動の場所選択—複合施設における居場所形成からみた「場」としての図書館に関する研究その2、地域施設計画研究36、日本建築学会、pp.169-176、2018.7
- 7) 丹羽一将、渡邊裕二、中井孝幸他：「場」としての図書館計画に関する研究その1、その2、日本建築学会東海支部研究報告集、第52号、pp.533-536、pp.537-540、2014.2
- 8) 中井孝幸、谷口桃子：座席選択による居場所形成からみた「場」としての図書館に関する研究、地域施設計画研究33、日本建築学会、pp.75-82、2015.7
- 9) 駒田浩基、中井孝幸、奥山堅太：中央館新設の複数館設置地域における図書館利用行動に関する研究—滋賀県長浜市立図書館の新旧比較をケーススタディーとして、地域施設計画研究39、日本建築学会、pp.91-100、2021.7
- 10) 中井孝幸、河内駿、山田珠莉：複合型図書館の新設移転による図書館選択と使い分け行動に関する研究—奥能登地域の図書館を事例として、地域施設計画研究40、日本建築学会、pp.309-316、2022.7
- 11) 中井孝幸、川島宏、柳瀬寛夫：『JLA 図書館情報学テキストシリーズⅢ、12 図書館施設論』、日本図書館協会、2020.3
- 12) 日本図書館協会編：第42回図書館建築研修会（2021年度）、図書館のリニューアル、日本図書館協会、pp.9-18、2022.2

「都市問題」公開講座ブックレット 37

「分権」から「自治」へ —— 地方分権改革から 20 年

本財団が開催している『都市問題』公開講座。記念すべき第 50 回公開講座の内容を、ブックレットのかたちで読みやすくまとめました。 [2020年12月12日開催]

基調講演

地方分権改革とは何であったのか

西尾 勝 後藤・安田記念東京都市研究所顧問、
東京大学名誉教授

「アリアドネの糸玉」としての地方分権改革

神野直彦 東京大学名誉教授

パネルディスカッション

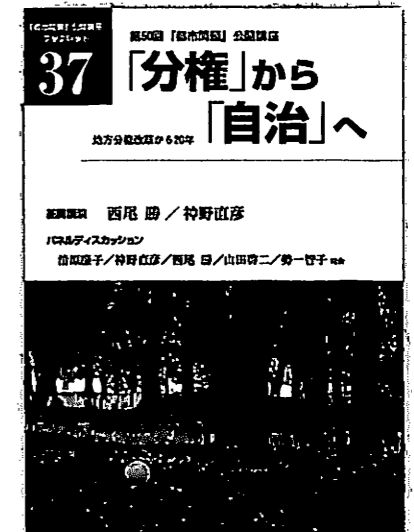
清原慶子 前東京都三鷹市長、杏林大学客員教授、
ルーテル学院大学客員教授

神野直彦

西尾 勝

山田啓二 前京都府知事、京都産業大学教授

勢一智子 西南学院大学法学部教授〈司会〉



2021年3月、A5判、72頁、
定価660円(本体600円+税)

////////// 第50回公開講座 「分権」から「自治」へ 開催趣旨 //////////

機関委任事務の廃止を最大の目玉とする、2000年の地方分権改革から20年。
《三位一体の改革》の「挫折」もありながら、義務付け・枠付けの見直しや事務・権限の移譲などさらなる改革も地道に続けられてきたが、往時の改革熱は遠い過去の記憶となり、改革が期待されていたほどの成果・効果に結びついていないとの声も聞かれる。そもそも「分権」はそれ自体が目的なのではなく、「自治」の実現のための手段のはずだ。地方分権改革が何を成し遂げた／得なかったのか、今一度明確にした上で、「自治」(の拡充、振興、実現)の観点から「分権」を捉え直し、「分権」と「自治」のこれからについて議論を深めたい。

ご注文はホームページ上のフォーム (https://www.timr.or.jp) または下記へどうぞ

(公財)後藤・安田記念東京都市研究所

TEL: 03-3591-1262
FAX: 03-3591-1209

共生・協働のヒントがここに!

多文化共創社会への33の提言

編集代表者 川村千鶴子

~気づき愛Global Awareness~

多様性を強みに変え、インクルーシブな共創社会の実現に向けた課題解決の手がかりとなる提言集。30人の筆者がコミュニティ、保健・医療・介護、教育、雇用、ダイバーシティ、SDGsなどについて、問題の本質に鋭く切り込んだ。学生、自治体、企業、NPO必携の書。都政新報(2020年7月-10月)で関連のシリーズを連載

四六判/並製/234頁 定価2200円(税込)

それでも

児童相談所は前へ

激動の現場で子どもの笑顔を守り続けたその仲間たちとの記録

子どもの命を守る最後の砦の役割とは?
東京23区などで進む児相の新設で何が変わる?
この中に登場しているのは昨日のあなた、
そして明日の児童福祉を担うあなたかもしれません
東京に限らず、児相を新たに設置する各自治体にとっても必見の書

四六判/250頁 定価1800円(税込)

都政とともに73年
週2回 火曜日・金曜日発行 (ただし祝日は休刊)

購読料 ▶ 月1900円 (送料100円で電子版も)

ご購読の詳細は都政新報HRのご購読案内をご覧ください
◀ https://www.toseishimpo.co.jp/

1950年創刊 東京の自治体専門誌

(株)都政新報社 出版部

東京都新宿区西新宿7-23-1 TSビル

寄稿に関するお問い合わせは、お電話またはファクス、Eメールで受付中
TEL: 03-5330-8788 FAX: 03-5330-8904
Eメール: shuppan@toseishimpo.co.jp ▶